

議事日程（第2日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	奥田克彦
教育長	西原朗	総務課長	奥村英人
防災安全課長	後藤博	税務課長	加藤章司
教育課長	有里弘幸	住民保険課長	臼井誠
福祉健康課長	林賢二	健康づくり担当課長	大塚誠代
上下水道課長	川瀬豊	都市環境課 技術調整監	窪田吉泰
都市環境課長	山田潤	会計室長	松井敦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	山田彰紀
議会書記	堀創二郎		

○議長（立川良一君） 6月定例会も一般質問と議決を残すのみとなりました。

国のほうでも昨日95日という大変大幅な会期の延長がありました。最後までよろしく願いいたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。ただいまから、平成27年第3回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番 安藤浩孝君及び6番 伊藤経雄君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（立川良一君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 皆さん、おはようございます。

議長の許しを得ましたので、一般質問をいたしたいと思います。

まず、1番はマイナンバー制度についてであります。

日本年金機構の情報を管理しているシステムから125万件もの個人情報流出をいたしました。日本年金機構のパソコンがウイルスに感染したとのことであります。感染させたメールは、厚生年金基金制度の見直しについて（試案）に関する意見というタイトルだったそうであります。年金機構は、この事件が発覚してから24日目に国民に公表いたしました。

マイナンバー制度は、ことし10月にマイナンバーを通知する通知カードの配付が始まり、来年から本格的に実施されます。年金機構の情報流出を受けて、マイナンバーは大丈夫なのかという不安の声が寄せられています。マイナンバー制度は国が国民全員に12桁の番号をつけ、まず税金と社会保障に利用するものです。しかし、まだ制度の実施が始まっていないのに早くも改正法案が提出をされ、銀行預金であるとか健康保険の健康情報などもこのマイナンバーで一括管理されようとしています。

このようにさまざまな分野の情報がマイナンバーに統合されていけば、情報が一度流出をいたしますとその影響ははかり知れないものがあります。また、このマイナンバーは一生番号が変わらないわけですが、一度でもナンバー情報が流出すれば長期にわたって個人の権利が侵害され、悪用される危険があります。今でさえ成り済まし詐欺などが毎日のように報道されています。マ

イナンバーによる情報流出が起きれば、その被害の規模は現在と比べようがないほど大きくなると思われます。

2016年1月から地方自治体での利用が始まりますが、町ではどのような利用が行われるか予定があるのかお尋ねをしたいと思います。

2. また、町で使われているパソコンやサーバーの管理や外部からのメールについて、どのような安全対策を考えておられますか。住民の皆さんの不安を拭えるのでしょうか。以上です。

○議長（立川良一君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） おはようございます。

私からは当町におけるマイナンバーの利用についてお答えします。

番号制度は複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために導入されます。

今後の予定は、本年10月よりマイナンバー通知カードが順次全ての住民に送付されます。また、希望者には申請により個人番号カードが平成28年1月から交付されます。

当町におけるマイナンバーの利用については、番号法、すなわち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第9条により利用範囲が定められており、その範囲は大きく3分野に分類されています。

1つは社会保障制度の分野において、国民年金や健康保険法、児童福祉法等に基づいた事務です。

2つ目は税制の分野、こちらは地方税法等に基づいた事務です。

3つ目は災害対策の分野で、災害対策基本法等に基づき、被災者台帳の作成等に関する事務に利用します。以上です。

○議長（立川良一君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 私からは町におけるパソコンやサーバー等の管理についてお答えします。

まず、マイナンバー制度の導入に伴うセキュリティー対策についてであります。

マイナンバー制度は主に総合行政情報システムにより運用していくわけです。当システムのサーバーは、岐阜県市町村行政情報センターが365日24時間体制でセキュリティー管理をしております。また、この総合行政システムは通常業務のネットワークとは分離して運用しており、外部ネットワークとも接続されておりませんので、原則個人情報が外部に流出する心配はありません。

次に、町において通常使用している機器は以下の3つのセキュリティー対策を講じております。

まず1つ目は、庁舎内パソコン及びサーバーについては、ウイルス対策ソフト（ウイルスバスター）を導入し、外部ネットワークやUSBメモリからのウイルス侵入防止対策を講じております。常にウイルス対策ソフトが最新の状態となるように毎日自動更新を行っております。

次に、庁舎内ネットワークとインターネットとの接続については、ファイアウォール（通信制

御機器)を設置することにより、必要な通信のみを許可し、外部からの不正アクセス等については侵入防止機能により排除を行うような対策も講じております。

最後に、外部とのメールの送受信については、ウイルス対策ソフトに加え、迷惑メール対策機能によりセキュリティー対策を講じております。各職員に対しても送信元の不明なメールは開封しないなどの指導もあわせて行っております。

以上のように機器や外部との通信については、現段階において考えられる十分なセキュリティー対策を講じております。しかし、このたびの日本年金機構の個人情報流出問題でも明らかのように、どれだけシステム上の安全管理に万全を期しても絶対に安全と言えないのも事実であります。そのため、町ではアンケート調査等の実施のために個人情報を総合行政システムより抽出することがあります。そのような場合には、たとえ職員であっても所属長の承諾を得なければデータの提供はしないなど、運用面における配慮を徹底しています。

また、今回マイナンバー制度の導入に合わせて、今後システムからマイナンバーを含めた個人情報を抽出する際には暗号機能のあるUSBにのみデータ保存を許可し、個人のパソコンにデータを保存しないこととし、パスワードも設定することを徹底します。USBの保管は総務課が行うことや、使用期間終了後には確実に個人情報を消去するなどを定め、個人情報の取り扱いに関する内規をマイナンバー制度の運用開始までに整備したいと考えております。

今後もシステム上における物理的なセキュリティー対策だけでなく、職員個人に対しても情報の取り扱いは最大限の注意を払い、管理を徹底するよういま一度促し、個人の意識向上に努めるなど、今後も最善な対策を講じてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長(立川良一君) 日比君。

○10番(日比玲子君) 今答弁をいただきましたけれども、確かに町として、またマイナンバーに対しても大変なセキュリティー対策をとってみえるんですけども、やっぱり年金機構にしてはかつて社会保険庁だったのが今はただ看板を書きかえただけの年金保険機構になっているのではないかと思いますので、町として一生懸命やられるのはわかるけど、やっぱり人間がやるわけですので、もしという間違いがないようにこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

次、2番目は空き家対策法についてであります。

ことし2月26日、空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されました。土地や住宅などの不動産は、戦後の高度成長期やバブル期には価格が高騰しました。しかし、バブル崩壊後、状況は急変し、空き家は利用されることなく放置されることが多くなりました。21世紀に入って空き家は毎年20万前後ふえ続け、今では850万戸を超える、これは全国ですが、超える勢いです。空き家率は14%になるそうであります。地方では、若い世代は都会に出て高齢者だけが残っています。そうした方が亡くなると、持ち家は相続されますが、子世代が帰って住むわけではなく、そのまま空き家として放置されるのが現状であります。

地域の空き家化が進むと、さまざまな問題が発生します。防災、防犯上の問題では、放火による火事や犯罪が心配です。衛生、管理上の問題としては、捨て猫や犬などが住み着き、またごみ

の不法投棄などが予想されます。庭などは樹木や雑草が生い茂り、隣地への侵入や地域的美観を損ねます。さらにこうした状態が長く続きますと、家の倒壊の危険性も出てきます。空き家が増加すると、住民が住みにくいと感ずるようになり、さらに空き家を拡大させ、やがて地域全体に悪循環が広がっていきます。

空き家は今までは私有地ですから行政の手が入らず、所有者が維持、保全しなければそのままの状態に放置されていました。この法律ができたことによって、市町村による空き家及びその跡地に関する情報提供やこれらの活用のための対策が実現可能となり、特定空き家などに対しては除却、修繕、立木、竹の伐採などの措置の助言または指導、勧告、命令を行うことができるようになりました。

空き家について税務課や都市環境課に問い合わせしたところ、把握していないとのことでしたが、集合住宅の空き家率を把握することは困難と思われませんが、少なくとも一戸建て住宅に対しては町目ごとに空き家戸数や状態を把握していただきたい。2番目に、空き家の所有者、地域の方々の意見を十分聞いて必要な施策を立案していただきたいが、どのように考えておられますか。まず、その2点です。お願いします。

○議長（立川良一君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 空き家についてお答えしたいと思います。

初めに、空き家戸数や状況把握についてであります。議員御指摘のとおり、町内における空き家の実態につきましては正確に把握していない状況です。

平成25年度に実施されました住宅土地統計調査における空き家率は2.2%であり、県内他市町村と比べ低い値となっておりますが、これは抽出した地域で変わることもあり、実態把握とまではいきません。そのため今後町内における空き家の実態については、あらゆる機会を捉えて把握してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、必要な施策の立案についての質問でございますが、空き家については空き家等対策の推進に関する特別措置法に定義される柱が傾斜しているなど、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態などにある特定空き家や、一方で定住促進の観点から有効に利活用できる空き家もあります。

現在、当町は岐阜県に設置されました岐阜県空き家対策連絡協議会にも参加し、情報収集に努めておるところではありますが、今後空き家の実態に合わせ、空き家バンク等先進地事例の研究や所有者を初めとしてさまざまな方面からの意見もいただきながら、必要な施策を考えてまいります。議員におかれましても、今後御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁をいただきましたけれども、この法律によって町長は基本方針の設置義務があるとか言うてうたわれているわけですけれども、協議会を設置するとか、そういう考えはないんですかね。

○議長（立川良一君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 今後の空き家の実態把握に伴って、そうした空き家対策協議会で
あるとか、そういった協議会等の設置の必要はあると考えておるところです。以上です。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） もう1点だけですけれども、私の住んでいる加茂町でも結構10に満たない
ような数がありますので、空き家。あそこ空き家かなというの、何十年もたっている空き家
もありますので、ぜひこの際に調べて、きちっとした報告を出していただきたいと思います。こ
の法律ができる以前には2カ所も本当に特定空き家と言われているのがあったんですけど、今住
宅とそれから駐車場に役場の前はなっていますが、そういうことがありましたので、今度税金
が6分の1になるということをやうと来て、結局、更地にしてしまうと6分の1ではなくなっ
てしまうのでということがありますけれども、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

次は教育問題であります。まず初めに憲法26条は「すべて国民は、法律の定めるところによ
り、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、2番目に「すべて国民は、法律
の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、こ
れを無償とする」と述べているわけです。

しかし、残念ながら今の教育はこの憲法の精神とは大きくかけ離れているのではないでしょ
うか。成果主義が教育に持ち込まれ、先生の仕事が膨大過ぎてじっくりと子供と向き合う時間が少
なくなっていることが原因の一つではないでしょうか。また、地域と家庭と学校の役割分担がで
きていないように思われます。

まず1つ目は不登校の問題ですが、北方中の不登校について教育委員会に問い合わせをしたと
ころ、年30日以上欠席した生徒の数、これが不登校という形になるんですが、37名、小学校は4
名だそうであります。本当にびっくりいたしました。北方中の1クラスの生徒数に匹敵する数で
あります。ひきこもりやいじめ、ネグレクトなど、子供たちを取り巻く環境は問題がたくさんあ
ります。子供たちだけではなく、その親もまたなぜ自分の子供が学校へ行けないのか、自分の育
て方に問題があったのかなど、悩み苦しみます。

こうした悩みを和らげ解決するために、県職員のカウンセラーとか、また教育委員会に教育相
談員が置かれ、図書館には大空教室があることは承知をしていますが、やっぱり義務教育ですの
で学校に来てほしいと思っておりますが、教育長はこうした不登校に対してどのように対処され
るのか、お尋ねをいたします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まずは教育に関して多くの質問をいただきまして、ありがとうございます
です。それだけ議員各位には日ごろより教育に対して関心やら応援していただいております、町長も申
しておりますように人間都市北方町づくりを支えていただいております。ありがとうございます
です。

さて、議員からは実は2年前のこの6月議会でも不登校の問題についての質問を受けました。
あのときに心配していただきましたが、残念なことに2年前とは余り変わっていません。という

よりも、学校は現状をよく維持し、精いっぱい対応してくれていると思っています。先生方が決して現状に甘んじず、ほったらかしにしているということは議員も思っていないと思っております。

子供は卒業し、入れかわっています。でも、子供たちの取り巻く環境は相変わらず複雑で、居場所づくりに苦慮しています。そして、子供たちの心の様相も複雑怪奇となっております。町長は不登校という言葉が嫌いで、子供たちが学校に行きたくない、登校を拒否しているのだとおっしゃってみえます。なぜ子供が学校へ行きたくないかと拒否しているのかというその原因は、議員も御承知のように、登校を拒否している生徒の数だけあります。そして、その解決方法もその生徒の数だけあると思います。だからこそ子供自身も悩み、保護者も、そして学校の先生方も苦しみ悩んでいるのだと思います。

ただ、先ほど議員が挙げた不登校の数のことですが、毎月2日3日と欠席した結果、年間で30日を超えるという結果となった生徒もいますし、長期にわたって欠席が続いている生徒も含まれているということを御理解ください。

さて、学校の取り組みとしましては、先生の仕事が膨大過ぎてじっくりと子供と向き合えないに拍車をかけるように、児童・生徒が1日休んだらすぐに家庭に連絡をします。2日以上休んだら家庭訪問を行います。また、それ以上続いたり、気になることがあれば随時繰り返し何度でも家庭訪問を行っています。本人に会えなければ、保護者の方と面談をしたり手紙を書いたりしています。しかしながら、特効薬などありませんから、なかなか改善の兆しが見えないことがあります。そこで相談員やらスクールカウンセラーと連携を図ったり、外部の機関等もフルに活用して対応しているところでございます。

御存じのように、これは4月の広報で教育の広場で掲載したのですが、教育委員会としましては議員も御承知のように、各学校の指導をサポートしながら長期による教育相談ホットラインをつくって、教育相談員3名を配置し、特に中学校には常駐させております。学校、そして児童・生徒や保護者にカウンセリングを随時行っております。さらには議員おっしゃった図書館の2階にある大空には町費で教員OBの指導員を配置して、不登校からの復帰をサポートしているところです。さらには相談専用の固定電話を1台、携帯電話を3台用意して、24時間相談体制を配備しているところでございます。

ここにきょう婦人会の方々がお見えですが、力強い頼りになる地域の方々のお力もかりながら、そして議員みずからも失われつつある地域や家庭の役割を本来の姿に戻るように働きかけをしてくださったり、超多忙な先生方の取り組みを応援して下さるようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、6・3制を今とっていますので、ぜひとも義務教育ですので、1人でも立ち直らせて学校に来てほしいという願いを持っておりますので、ぜひこの件はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は小・中一貫校についてであります。1998年6月、学校教育法等の一部を改正する法律が

成立をし、1999年、中・高の一貫教育が始まりました。さらに学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するとして、現行の小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校という新たな学校の種類として規定、学校教育法第1条関係ですが、いよいよ2016年4月から小・中一貫校が実施をされます。

小・中一貫校には2つのタイプがありますが、1つは学年の区切りを自由に設定できる。今、6・3制をとっていますが、小・中一貫教育校と、もう1つは別々の小学校と中学校が統一したカリキュラムで学ぶ小・中一貫型小・中学校です。いずれも市区町村教育委員会の判断で設置できるようにすることです。北方町では、北方小と北方中が道路1つ隔てており、相互の交流が行われていると話をされました。

小・中一貫校は、特区として品川などで実施をされています。当初はいじめや不登校といった問題行動が中1で激増する中1ギャップが解消できると言われて実施されてきましたが、それほどの改善効果は見られず、逆に小学5年生、6年生のリーダーシップが失われるといった弊害も指摘されています。中学での不登校件数が多いのは、学力、進学や管理教育による面が大きく、思春期の心の悩みへの適切な対応こそ大切ではないでしょうか。

小学校、中学校の統廃合というと、地域住民の反対も多いため、小・中一貫校設置という何かプラスイメージがある言葉で統廃合を進めようという意図を感じます。実際、杉並区では小・中学校の改築費用を抑制する目的で施設一体型の小・中一貫校を計画し、住民の反対に遭って頓挫をしています。子供の発達段階を考えた上での学制改革ならば検討の余地があると思いますが、学校教育制度の多様化及び弾力化のため小・中一貫校を設置することは教育的観点に立った改革ではないと思います。前教育長は小・中一貫校をやりたいと言っておられたが、今の教育長はこの小・中一貫校についてどのように考えているか、お尋ねをいたしたいと思います。以上です。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まず、この写真をごらんください。

町内の小学校5年生の宿泊研修で毎年訪れている飛驒、白川村の小・中一貫校、白川郷学園の校舎です。2階の廊下が小・中つながっておりまして、子供も先生も一つの同じ学校として運営してみえます。小学校も中学校も同じ教育目標のもと、共通の指導理念で9年間の学びの連続を生み出し、成果を出してみえます。

ただ、白川村は1小1中で、子供の数も合わせて150名ほどです。だからこそ小・中一貫教育が有効だと思います。

議員御指摘のように、小・中一貫校にはメリットもあればデメリットもあると思います。北方町の教育を進めていく上では、私も小・中一貫校に移行する考えはございません。ここへ来て、初めて議員と同じ意見となりました。大変うれしいことです。

ただ、こんな小さな町ですから小・中の連携、もっと言えば小・中のみならず、幼稚園、保育園とも連携を密にして教育を進め、文字どおり人間都市北方町の担い手づくりをチーム北方で行っていく必要があると思っております。

それを実現するためにさまざまな取り組みを現在行っているところでございます。議員もぜひ幼・保・小・中の学びが連続するために、いろいろと取り組んでみえる園とか学校の先生方に御支援やら応援していただけるようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 北方町では小・中一貫校は今のところやらないということでしたが、今、国会にかかっているわけですね。自民党が多いので多分可決されるのであれば来年の4月1日からそういう小・中一貫校、一体型の義務教育学校にするのか、あるいは施設は別に小学校があって中学校があって、先生の交流をしていくのかということになると思うんですけど、そのときはどうされますか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 先ほどお話ししたとおりで、小・中一貫校はやることができるという法律ができたとしても、今のところ何も考えてないです。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） わかりましたので、では小・中一貫校はやらないということで当分はそういうことでお願いしたいと思います。

それから、道徳教育であります。文部科学省は中学校の道徳を特別の教科とする学習指導要領の改定を行いました。これに基づき、道徳の教科書が小学校は18年度から、中学校は19年度から導入をされます。

道徳の教科化とは、1つ、道徳を特別の教科として位置づける、2番目に文章により評価する、3番目に検定教科書を導入するというものです。道徳の教科化については、新聞の世論調査などによると、約7割の人が賛成をしています。そこにはルールを守る子供になってほしい、困っている人を助けてあげられる子供になってほしいといった親の願いがあります。しかし、今、安倍内閣が行おうとしている道徳の教科化は、こうした親の願いに反したものと思われま

す。改革案が示した明るい心で生活、困難があってもくじけずに努力、法や決まりを守るといった道徳の内容は特定の価値観を押しつけるもので、国や郷土を愛する態度が含まれていることも見逃せない問題です。

道徳の内容には憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し合うという観点はない。また、特定の見方や考え方に偏った指導を行わないとして、基本的人権の尊重や民主主義の精神に立脚した市民道徳を養うような教育は偏向として排除されるおそれさえあります。心や道徳は上から押しつけるものではなく、それぞれの心の中に育むものです。国家が特定の価値観に基づいて道徳教育を行うことは、憲法に定めた思想、良心の自由に反します。かつて日本が侵略戦争に突き進んでいったとき、国民の思想統制のための修身の国定教科書がありました。

教育の場で培う民主的な市民道徳は国家が決めるのではなく、国民的な討論と合意によって形成されるべきものではないでしょうか。市民道徳の教育は一様な価値観を持たせるのではなく、子供の個人の尊厳を大切に、自主的で多様なものとして進める必要があります。教育長はこの

道徳の教科化についてどう思われるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 議員お尋ねの道徳の教科化の見解につきましては、さきの3月議会において伊藤議員にお答えしたとおりでございます。

詳しくは議会だよりをごらんくださいで終わってはいけないので、北方町内の小・中学校の道徳の授業は、あのときもお話ししましたが、県内でも誇れるものであり、教科化となっても何ら心配する必要はないと捉えております。

ただ、議員が今御指摘くださった困難があってもくじけずに努力することとか、法や決まりを守ることは特定の価値を押しつけるものとした見解、さらには国や郷土を愛する態度を養うことは見逃せない問題点であるとおっしゃって見えましたが、その意味がちょっと私にはわかりかねます。何があろうとくじけずに努力することや、法や決まりを守ること、日本の国や郷土を愛することは人として社会でよりよく生きていく上での基本であって、北方町の未来の使者である子供たちにとっても必要不可欠な資質の一つであると思うのですが、いかがでしょうか。

最後に、道徳が教科化になったときの教科書について補足説明させていただきます。

議員は修身の国定教科書を引き合いに出されましたが、議員も御承知だと思いますが、学校で使用する道徳の教科書を採択する、決めるときにはほかの教科の教科書と同様に国の検定を合格した教科書会社の教科書を教科書採択協議会という委員会を開きまして、そこで優秀な先生方を集めて調査、研究をし、教育長やら有識者、そして保護者の代表も含めたその教科書採択協議会というところで十二分に審議されて、使用する教科書の候補が選ばれます。そして、それを各市町の教育委員会において審議がなされ、議決がなされて、初めて教科書が決定されていきます。ですから、国の押しつけでもなく、特定な見方や考え方に偏ったものにならないよう十二分に審議され、適切に採択されていきます。どうぞ御安心ください。

ちょうど今来年度、中学校で使用する教科書をどれにするのかの採択審議中でございます。生涯学習きらりにおいて、今週から審議されている全ての教科書が展示されております。ぜひともお立ち寄りくださって、御意見を書く欄がございますので、御意見をいただくと大変ありがたいと思います。以上で終わります。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） その辺、今答弁をいただきましたけど、道徳が教科化になるということは、1、2、3、4、5つけるわけですけども、小学校ではそういうことはつけなくて、文章で書くような話をされたんですけども、いずれかは1、2、3、4、5、結局は高校に行くための内申書というのがつくられるわけですので、もし道徳が教科化になってしまうと、先生の前ではいいことをするけど、こっちでは悪いことをするような子だってできるわけですので、そういうことを考えて、国でやることですけども、教育委員会ではやらないということですけども、教科化になっても心配はないということを今のをずっと聞いていて答弁で言われたんですけども、私はとても心配で、今、安倍さんの進めている教育というか戦争法案と重なってくるよ

うな感じがするんですね。それは、まず外回りから埋めていって、憲法を改正しようとするような動きになってしまうのではないかとすごく懸念をしているわけですが、心配ないということはないので、私は道徳の教育とは戦前の戦争に行くための修身で、たしか1、2、3、4、5ついたと思うんですけど、それは個人的なことを言いますと、母の修身のあれで見ますとそういうことはついていて、今度も道徳の教科化というのはちょっと心配になってきますので、心配は要らないと言われたんですけど、本当にそうなのかと改めて思いますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

それから最後になりますけど、教育委員会のことですが、教育委員制度改革案は教育委員長と教育長が一本化し、町長が直接教育長を任命するとしています。教育委員会から教育長の任命権も教育長を指揮、監督する権限をも奪うものです。また、首長が招集権限を持って首長と教育委員会で組織される総合教育会議を設置し、首長が教育の振興に関する大綱を設定するとしています。大綱は国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定めるとしますが、国の方針どおりに策定せよということではありませんか。

教育とは子供のための社会全体の営みです。政治が行うべきは教育条件の整備により、子供の学ぶ権利を保障することであり、教育内容に介入・支配することではありません。

岐阜市で、これはあるところで聞いたんですけど、細江市長が秋までに教育大綱をつくるということですが、こういった教育委員会制度の改革に当たって、町長はそういう大綱をつくる気があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（立川良一君） 室戸町長。

○町長（室戸英夫君） 御答弁をさせていただきます前に、教育長の答弁の中で少し私が申し上げたことが触れられておりますので、私が答弁をする対象ではありませんけれども、少し言いわけをさせていただきたいと思います。

まず登校拒否の問題は、従来は登校拒否と言っておりましたけれども、文科省がその後、不登校という表現に改めたという経過があるわけでございます。これは何でもないようなことですが、不登校ではいかにも学校に行けない子供が悪いような印象を与えるわけでして、登校ができないということは子供たちがこんな学校に行くのは嫌だと言って拒否をしておるわけですから、私はむしろ登校拒否という言葉を使うことのほうが正解ではないかということを常日ごろ申し上げておるわけでございます。

そこで登校拒否の問題は、まさに複合汚染でございまして、何が原因かといって問い詰めることは非常に難しい。これは学校教育も家庭教育も社会教育も全てが崩壊状態になることによって、その結果子供にしわ寄せが行って、こういう事態になっておると。それはただ単に学校に行かないという拒否ばかりではなしに、いじめとかいろんな教育現場が荒廃をしておることによっても明らかになるわけでございますから非常に難しい問題でございますが、これは一人教育委員会だけの責任ではなしに、私ども大人全体がしっかりとその現状を受けとめて子供たちが喜んで学校に行けるように、いつも言いますけれども、朝目覚めたら早く学校へ行きたいなというような環

境を学校全般につくることが必要ではないかというふうを考えて申し上げたところでございますので、誤解のないようお願いをしたいというふうに思っています。

それから、今の議論でちょっと気になりましたので、また余分な話をさせていただきますけれども、道德教育の問題につきましては、恐らく政府に議員がおっしゃるような狙いがあるかどうか、私は図ることはできませんけれども、道德教育を学校でやるというのは人間としてやっていること、やらなければならないことと、やっていけないことの分別をしっかりと子供に教えるために学校で道德教育をやるというものだというふうに私は理解をしておるわけでございます。

西洋と日本の教育観の違いは、西洋は知識を学校教育では教えることを主にしております。しかし、日本では知識も教えますけれども、もう1つで心の問題をしっかりと教えるということを変重要視を日本の教育はしておるわけでございますから、知識プラス心の持ち方ということがありますから、これは日本の全体の社会がそういう教育を要求しておるという日本独特の教育のあり方、学校教育のあり方でございますから、道德教育というのを学校で取り組むということに対して、私は一概に悪ではないというふうに思っています。言うまでもなく、戦前、戦中に行われました天皇陛下を神格化したり、あるいは廃仏毀釈のように仏を否定して、神様だけを信仰せよというような、こういう道德教育は言うまでもなく否定をしなければならん問題だというふうに思っておりますので、ちょっと余談で恐縮でございますが、御理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

それでは御質問にお答えをさせていただきます。

議員は新しく教育委員会制度の改革が行われたことによって、首長の権限がある意味今までと違って強まってくるということを心配されておる御質問だというふうに受けとめさせていただきました。

時の権力者は歴史を見ても明らかなように、最初はヒトラーもそうでしたけど、極めて民主的な方法を取りながら独裁主義というんですか、軍国主義をつくっていく過程にあるわけですね。私の見解では、権力者が最後に手をつけるのは教育問題なんです。いろんなことを全部やって、最後は教育に手をつけて軍国主義教育をやって、その国を独裁主義に持っていくというのが今までの世界の歴史の経過、一口に言いますとそういう経過があるわけでございますから、教育改革が行われるときには最大のお互いに注意を払っていかなければならんという認識に立っておるわけでございます。

さて、そこで今回の教育改革について大きく分けて、私は4点にわたるというふうに承知をしておるわけでございます。

まず第1点は、教育委員長制度を廃止して、教育長に一本化するというお話の方向でございます。これちょっと冷静に判断をしてもらいたいですけれども、現状を見ますと、教育長は議会の承認を得た教育委員、町長が指名をいたします教育委員が教育委員会で会議を開いて、教育長を誰にするかということを決めるのが今のシステムなんです。しかし、現実には町長の私がこの人を教育長にしたいなと思ったときに、教育委員として議会の御同意はいただきますけれども

も、その意思は教育委員会の会議の中にも、歴史的にどういう経過があったか知りませんが、教育長ありきの教育委員会というものを開いていただいておりますから、首長の思うとおりの人が教育長になるシステムが、経過の詳しさは知りませんが、今日的にはできておるわけでございますから、私は余りそのことにこだわる必要はないのではないか。むしろ現在の制度が教育委員長があつて教育長があつて教育委員があるというやり方なんですけれども、事実上教育委員長というのは極めて形式的に存在をしておるわけでございます、実質的には何のと言つては語弊がありますが、大した権限があるわけではなくて、その実態は教育長がしっかりと握つておるというのが現状の認識ではないかと思うわけでございます。これを一本化して、教育委員長をなしにして、教育長が全権限を持って教育委員会を運営する。あるいは北方町の教育行政をつかさどるといふことについては、余り現況と変更があるわけではないのではないかというふうな考え方に立つておるわけでございます。したがって、首長が直接教育長を任命いたしましても、そして教育長が教育委員会の代表となつて会務を総理することになりましても、現状の実態とはそんなに差異があるわけではないというふうに思つておりますので、むしろ私はこの点につきましては現行の実態に合わせた改革、改正ではないかというふうに思つております。私が特段の行動や権限を行使する気持ちもありませんし、そうすることも絶対にないということを申し上げておきたいと思つています。

2点目の改革では、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化をこの改革は図つたものといふことに一応文科省の見解はなつておりますので、このことを信じて国会で議決をいただけたものだといふふうな理解をいたしておるところでございます。

3点目は、御指摘のございましたとおり、総合教育会議というものの設置をこの法律は義務づけておるわけでございます。従来は首長が教育に口を出すといふことは自制的でございました。教育への介入になることを警戒して、できるだけこの首長も教育に直接口出しをすることは自重してきた経過があるわけでございます。例外として、大阪の橋下さんのような注目されることが趣味のような人は、ああいう過激なことをおやりになつて、マスコミに話題を提供しておりますけれども、あれは本来の姿では私はないといふふうに思つておるわけでございます。近隣では、犬山市で市長と教育委員会が長い間対抗をいたしましたね。この対立も民主主義の結果ですから、ああいうこともあつてもいいと思つておるけれども、基本的にあれもどちらか委員会か知りませんが、ぶれ過ぎになつておる現象ではないかといふふうに思つておるわけでございます。

ただし、私としての総合会議は首長の性格や思想的な問題でいろんな課題と思ひが偏るといふことは正しくないといふふうに思つておりますので、今後この総合会議というものが開催をして、私から提案をして開催をさせていただくにしても、つくりますけれども、特別に町長が自分の意思と方向を教育委員会に強要をしたり、強制をしたりするといふ会議ではなしに、簡単に言いますと私自身が首長として北方町の教育についての思ひを教育委員会の皆さんにお話をする。教育委員会の皆さんは、私のそういう構想に対して御異議があれば、あるいは異論があればいろいろ

議論を闘わせて、お互いに意見の違いを乗り越えて北方町の教育を正常な形を保っていくためにどうするかという話し合いを重んじていきたいというふうに思っておりますので、決して首長が権限を拡大したり、乱用をしたりするという事のない、教育委員の皆さんとしっかりと議論をする中から結論を見出していくという民主主義の基本を大切にしていきたいと思いますというふうに思っておりますのでございます。

第4点目は、今、議員お話しになりました教育大綱を首長が作成するという事でございます。これは今申し上げましたように、首長が教育政策について教育委員の先生方を前にして議論ができるということは今までにない事でございますので、私はある意味で評価をしておるわけでございます。したがって、その過程におきましては先ほども申し上げましたように、総合教育会議のみならず、教育委員の皆さん方とはあらゆる機会を通じてお互いに議論をしながら、その方向性を首長と教育委員会とは一致した方向で進めてまいるという事を基本にしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、首長にそういう権限が与えられたからといって、いたずらにすれ違いや空回りが生じないように、あらゆる機会にあらゆる方法で教育委員会と私との間に燃え立つような議論をすることによって、子供が主人公のしっかりとしたそういう視点での学校教育の追求に全力を挙げてまいりたいというふうに思っております。

法律の趣旨はわかりませんが、私が町長をしております間は、議員が御心配なさるようなことはございませんので申し上げておきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今、町長が話をされたことですので、自分の在任中は一応やらない、こういうことはないということでもありますので、その中で一つだけ気になったことは、教育委員長と教育長ですけど、教育基本法と教育法だったと、どちらかだと思うんですけども、今の日本の教育委員制度というのは教育長というのは実務的な仕事をする、教育委員長はいろんな話をして北方町の教育はどうあるべきかということを決めるわけですけども、ほとんど全国の自治体の中での教育委員会というのは教育委員長がこういう議題とかいうことを出さないといけないのに、実務的なほうでこういう議案を出して、これですぐ決めてしまうというやり方ですので、それだけはぜひやめてほしいと思うんですけども、たしかそういうふうになっていると思います。

それからもう1つは、教育委員会制度を町長の言われるとおりにやろうとすれば、確かにそうかもしれないけど、今の法律ではそういうふうに変ってきているということをやぜひ頭に描いてほしいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 前段のお話は、法律の精神はともあれ実態は、言葉は適当じゃありませんけれども、機構として空洞化しておるということをお知らせしたいわけでございます。本当は、現行は議員おっしゃるとおり、教育委員会を代表するのは教育委員長でありまして、教育委員会をリードしてつかさどるのも教育委員長で、教育長というのは事務方を統括する職務を持っておる

というのが法律の趣旨だというふうに思っております。

けれども、現実には先ほど申し上げましたとおり、実態は首長が任命をするのに等しい教育長の選出の仕方を、きょうまでの歴史の詳しいことはわかりませんが、全国的にそういう方法がとられておるということをお願いいたしますので、ぜひ事実経過として御認識をいただきたいというふうに思っております。

2点目は、法律ができますと私も国民はこれに拘束をされて守らなければならぬ義務があるわけがございます。それを法治国家というんですけれども、それに異議を唱えたり、いろんな議論をすることは民主主義でございますので構いませんけれども、町長が新しい教育改革に基づく法律に逆らって別のことをするという事は法治国家のもとでは非常に難しいのではないかとこのように思っておりますので、仮に私が今後町長を続けさせていただく段階でも、そのところでのあつれきというものは生じてくるのではないかと。しかし、最終的にはとにかく法律は守らなければならないという立場に首長も、また議員の皆さんもお互いにあるわけでございますので、誤解のないようお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） ありがとうございます。

では、町長の在任中はそういうことですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで教育長ですけれども、不登校とかネグレクトとかいじめとか、いっぱいあるわけですよ。先週の木曜日の朝4時過ぎにある高屋のほうでやっぱりそういう、ちょっと暗くてわからなかったですけど、中学生なのか高校生なのか、男子の人たちが5人ぐらい集まって、多分夜寝なかったと思うんですけど、そういう事例がありましたので、学校も一生懸命やっているのはわかるんですけど、義務教育ですから、高校とは違うわけですから、1人でも学校に戻して教育を受けさせてほしいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（立川良一君） 次に、伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

私は、国のやり方には何だかなあと、もやもやすることが多くなりました。国を信頼できないからです。東日本大震災の被災地は4年3カ月たった今、幸せですか。被災地の復興はできましたか。疲れ果てて声も上げられない人たちの思いを無視し、国が立派に見えさえすればよいのかなど、そんな思いをしております。いらいらしております。

それでは通告に従いまして、1つ目、子供の安全調査についてでございます。

厚生労働省が統計をとり始めた1991年度から児童虐待は2013年度に7万件を突破し、23年連続で増加、憂慮しております。調査結果によると、実母が加害者で、ゼロ歳児が一番多い。また、母親が小学生未満の子供の首を絞める、溺れさせるなど、命に危険を及ぼしたり、打撲傷や内出血など外傷の残る身体的暴行、子供を栄養不良のまま放置したり、満足に着がえもさせず極端に

不潔な状態のままにしておくなど、親の怠慢や拒否による虐待、おまえなど生まれてこなければよかったという子供の人格を否定するような言葉で心理的な外傷を与える。また、子供の目の前で家族に対しての暴力を振るうドメスティックバイオレンス（DV）などの心理的虐待なども年々増加している。虐待の背景には、親族や隣近所に相談できる人がいない、経済的にも貧困、親が育児に嫌悪感や拒否感情を抱いているなど、虐待は家庭という密室の中で行われ、実際の虐待数を把握するのは難しいと思います。

児童虐待防止法によって住民の通報も義務づけられ、関心も高まっている。切れ目のない支援には難しいことだが、孤立したお母さんへの周りの気づきが救いにもなる。ゼロ歳児に限らず、子供を死なせぬためには行政、医療機関、さらに地域のかかわりが不可欠になっていると思っております。

北方町においての現状をどのように把握し、対応されているのかお伺いします。

○議長（立川良一君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） それでは、私のほうからは子供の安全調査についての御質問にお答えをしたいと思います。

岐阜県内の虐待の相談に対する対応件数でございますけれども、平成21年度では450件であったものが、平成26年度では倍以上の996件となっております。また、その虐待をする者は実の母親が半数以上を占めているという状況でございます。虐待の種類ごとの割合は、暴言や差別的態度で精神的な外傷を与える心理的虐待が約42%、直接的に暴力を振るう身体的虐待が全体の約30%、保護者の怠慢や育児拒否による健康や安全を損なわせるネグレクトが約26%、性的暴力や強要を振るう性的虐待が2%となっております。

では、本町においても平成26年度に新規で4件を対処しております。内訳といたしましては、身体的虐待の疑いが2件、心理的虐待の疑いが1件、ネグレクトの疑いが1件でございました。そのほかにも虐待の疑いで対応したケースで、緊急性がないと判断し、現在も関係機関と連携をとりながら経過観察をしている案件が数多くございます。

虐待の背景は、子育てに対する相談者がいないなどの社会からの孤立、望まない妊娠・出産等、親の要因によるもの、手がかかる子などの子供の要因によるもの、夫婦関係やDV等家庭基盤の弱さ、生活のストレスなどなどさまざまな理由がございます。

年々家庭環境の複雑化から難しいケースがふえてきており、対応に苦慮しているところでございますが、町では北方町要保護児童対策地域協議会を設置し、各学校、保育園、幼稚園、民生委員・児童委員、医療機関、警察、保健所などと連携し、虐待を受けている子供及びその保護者の早期発見に努め、適切な対応を図るとともに虐待防止の措置に努めているところでございます。

6月17日の定例の民生委員児童委員会協議会においても、岐阜県中央子ども相談センターの相談員を招いて、児童虐待防止と子育て支援についての研修会を開き、地域での見守りと早期通報について再確認を行ったところでございます。

今後とも新生児訪問や定期健康相談などの母子保健事業により、児童虐待を未然に防ぐことや、

地域住民に日ごろから虐待に関する啓発を図り、虐待と思われる場合には子ども相談センターや民生委員・児童委員など関係機関に連絡する体制づくりを継続してまいります。

また、子育てで親が孤立しないようにするために近所の大人も子供を褒め、叱り、育てるなどの地域で子供を育てるといふかかわりづくりの推進など、住民や関係機関と共同で安心して健やかに暮らせる町づくりに努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 今、いろいろ御説明をいただきました。

今度2回目の質問の中の答弁もいただいたような気もしますが、実は2回目の質問の内容も執行部のほうへ届けてありますので、そのようにお願いします。

望まない妊娠、出産、母親が妊婦健診をほとんど受けず、母子健康手帳も受け取っていない方もいると思いますが、人命が危ぶまれる事態にはもちろん、安否確認が難しい段階から機能するような知恵を絞り、警察のOBの方、スクールサポーターや防犯ボランティアの力をかりる手でも考えられるのではないかと、答弁を求めます。

○議長（立川良一君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） 再質問という意味でありますと、こちらのほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃられますように、家庭内のことを発見するのは大変難しいというふうに感じておるわけでございますけど、まして行政だけでは早期に発見をしていくということは大変難しいと思っております。

やはりそれには先ほども申しましたように、地域のかかわりというものが大変重要なポイントとなってまいります。そういうところで本当に地域の力が必要ではないかというふうにつくづく感じているところでございます。そういうふうな中で、今、議員御指摘のように、スクールガードとかそういう人たちの力をということでございますけれども、そのとおりスクールガードとかボランティアですね。そういう方とか、地域住民の見守りボランティアなどの力をこれからは大変重要になってくるのではないかなというふうに考えております。

議員も御存じのように、本町が進めております人と人が手を携えていける人間都市北方、地域の連帯を強め、住民と連携したまちづくりを進めることでございますけれども、そういうところに基づいて地域の人から児童虐待と思われる場合には、町や民生委員さんに気楽に相談できる体制づくりを今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に議員各位におかれましても、今後とも虐待、高齢者の徘徊等も含めまして、地域での見守りに御尽力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） ありがとうございます。

虐待が余りに深刻なため、児童相談所が家庭裁判所に親権放棄を請求されるケースも年々増加しております。厚生労働省が子供たちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいち早くキャッチ、

虐待かと思ったら189番、これはいち早くという語呂合わせになっているようですが、平成27年7月1日水曜日から児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号で運用されます。PRとか、周知も必要ではないか。きょうは各務原のイオンでこのような催しをやって、市民に周知をされているようなことをきのうのニュースでも言うておりましたが、そのような点について答弁がありましたら、よろしくをお願いします。

○議長（立川良一君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） 議員おっしゃられたとおりでございまして、全国統一の番号も出ますので、私どものほうでは広報等で周知徹底をしながら、虐待のないように進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。早期発見に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 2問目です。悲惨な事件の懸念についてです。

人口減少時代、少子・高齢化社会と枕言葉に使われる今日、弱者を大切にする人間尊重の精神が伝わってこない心を痛める考えさせる問題が続いている。

長崎県で佐世保市の高校1年生の女子生徒が同級生殺害、名古屋大学女子学生が77歳の知人女性を自宅のアパートでの殺害、殺してみたかったと生命への現実感が感じられない殺人願望がなぜ暴走するのか、常軌を逸した事件。また、川崎市の多摩川河川敷で中学1年男子生徒の殺害、愛知県刈谷市の高校1年男子生徒が10代の少年3人の暴力行為により逢妻川で流されて亡くなった事件等、悲惨な事件が頻繁に起こっている。

大人を含め信頼して支え合う仲間がなく、希薄な世の中、子供たちによる事件は特異な例ではない、どこのまちでも起こり得ることではないか。今や生活に欠かせないインターネット、変化の激しい社会の中での大人の生きざま、社会の風潮の変化も事件の背景となっていると感じます。

今の教育に何をしたらよいのか、何をしてはいけないのか、どう生きたらよいのかと基本を身につける必要があると思います。生き物をあやめる、人目を紛らわす、人の物をとるといってはいけない大切な事柄が欠落しているのではないかと思います。教育長の見解を伺います。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 議員おっしゃるように、想定外の悲惨な事件が起きるたびに、日本全体が心を痛めています。そして、学校でも地域でも、そんな事件があるたびに、少しでもよりよい社会になるよう、まずは自分たちが何をしていけばいいのかを考えているはずで。

しかしながら、一方でインターネット上に被害者やら、そして加害者の情報や写真等を流出させ、失われた命や悲しんでいる人々の心を嘲笑ったり、踏みにじったりするような行為があることも否めません。

このような現状の中で、児童・生徒の健全な育成のためには学校に限らず、家庭、地域とともに命や一人一人の人権を尊重する精神が大切にされなくてはならないと思います。他の県や遠くの国で起こった事件や事故であっても、人種や国が違っても、一人一人の命の大切さに違いはあ

りません。たとえ軽口であっても命や人権を軽んずるような発言は許されるものではないと思います。人権教育や道徳の時間、そして学級での指導の場を通してお互いを大切にする教育こそが今後一層重要になってくると考えております。

議員おっしゃった生き物をあやめる、人の目を盗んで悪いことをする、人の物をとるというようなことは、人として許されることではありませんし、生まれたときから家庭でも地域でも当たり前のこととして捉えられるべきものです。

先ほど林課長も答弁したとおり、学校に限らず北方町の地域全体で町長が申しております家族が暮らすにふさわしい町、そんな町をみんなで作っていかねばいけないと感じております。以上です。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） ありがとうございます。

子供たちの悲惨な事件が続発しています。テストの点数がそのまま人間の序列となるような価値観がはびこった結果も要因の一つだと思います。学校外での子供たちの行動について、地域と家庭との問題意識を共有し、心を育てる教育が必要ではないかと思っております。

次に、北方町の道徳教育についてでございます。

苛烈な地上戦の戦場となった沖縄は、焦土と化し、約60万県民の4分の1が犠牲になった。悲劇を繰り返してきた沖縄ではすばらしい言葉がある。命こそ宝、出会えば兄弟、他者とともに生きる自分の命に問いかける道徳教育には必要ではないか。教育長の見解を伺います。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 議員におかれましては、毎回毎回道徳教育に対して御質問いただきましてありがとうございます。

いかに議員御自身が道徳に対して深い造詣と強い関心を持っておられるのか、そのあかしであって、家庭の中でこそその道徳教育、議員はよくおっしゃられますね。そして、学校教育の中で道徳教育を一層充実させてほしいという熱い思いのあらわれであると実感しております。

さて、議員がおっしゃってみえる命の大切さ、他者とともに生きる、そして自分の命に問いかけるというようなことは、議員も御承知だと思いますが、道徳の授業で指導すべき項目として年間指導計画の中に位置づけられており、各学年とも計画的に指導されております。さらには道徳の授業の中にとどまらずに、友達と協力してなし遂げる運動会のような行事や、生き物や植物を育て、生命の大切さを実感する飼育栽培活動など、学校ではさまざまな機会を捉えて児童・生徒が実感を伴って学び、道徳的な価値を身につける場を意図的に設定しております。

そして、この写真をごらんください。これは先週の土曜日にまちづくり活動助成事業の田んぼアートで田植えを実施したときの写真でございます。北方町の小学生、そしてその保護者やPTA、そして岐阜農林の高校生のみなで行いました。お忙しい中、町長も足を運んでいただきました。世代を超えて力を合わせて、田んぼに入り、色の違う4種類の稲を植えて、北方町の非公認キャラクターであるガタローの顔を描いていきました。食の大切さ、自然の恵み、そして周り

への感謝などなど、人との触れ合いを通じて学ぶ機会となりました。これこそ机上では学べない生きた道徳だと思えます。

日比議員もぜひお誘いくださって、ぜひ実際に学校での道徳の授業を参観して下さったり、学校内外で頑張っているこういった子供たちの活動をごらんくださり、子供たちや先生方、そしてPTAの方々を応援して下さるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 今教育長さんはいろいろ言われました。やはり体験、経験というのは必要だなと。北方町も234万円、今年度も予算を組んであります。心の教育ということで、道徳についての講演会、あるいはそういう経験者の体験談をお話する機会等、大いに利用していただければと、そんなふうに思っております。

私個人的には、今のいろんな会議に出席させていただいて、挨拶とか仕事、あるいは掃除のできる子なんていうようなことを道徳というようによく言われますが、個人的にはしつげもなし、癖ではないかと、そんなように感じております。

それでは、質問にさせていただいております私ども子供のころは、天の眼ならぬ防犯カメラの目が活躍している今日、おてんとさまは見ているよという、昔の親はそうって悪さを叱ったというような記憶があります。お日さま、天の眼には人の善悪、正邪などすっかりお見通しだ。天知る、地知る、我知る、人知ると、誰も知るまいと思っても、悪事や隠し事はいつかは必ず露見すると思っております。こういう教えや戒めは幼いうちから繰り返し刷り込まなければ生きてこない、そんなふうに思っております。「おてんとさま」という言葉は、今死語に近く、ほとんど使われていないように思っております。私個人としては復活させたいと、そのように思っております。私は学歴より、人間同士がいかに関わり合って生き抜くかが大切ではないかと、そのように思っております。教育長の御答弁をよろしくお願いします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 議員おっしゃるおてんとさまが見ているという言葉は、私もおばあちゃんから聞いた記憶がございます。おてんとさまが見ているから悪いことはしてはいけないというのは、おてんとさまイコール太陽イコール神様なので、どんなときにも神様が見ているから神様に恥じない生き方をしないといけないよという教えだと思っております。大変かみしめるといい言葉だなということを思っております。

しかし、今の子供たちにおてんとさまという言葉が本当にわかるかというのは大変難しいところだと思います。ただ、道徳の指導の中に正直な心とか、誠実な生き方というのがございます。そして、子供の発達段階に応じてそういった指導をしております。

ちょっとこれを見てください。これは小学校2年生で行う道徳で、「わらったねこ」という題材を使っての授業です。話の粗筋は、算数のテストを返してもらった赤ちゃんという子が、一つだけ三角がついているのがひどく気になって、お母さんや妹に見られたくないと思っていました。そこで、三角を丸に変えようと決心をします。消しゴムで消そうとしたときに、後ろでこ

とりと音がしました。振り向くと、そこに猫が見ていました。猫なんかにはわかるもんかと、三角を消そうとすると、猫が笑っているように見えたんですね。いっちゃんは恥ずかしくなって消すのをやめてしまうという道徳の話です。そこから子供たちがいろいろいっちゃんの気持ちやら、猫がどうして笑っているんだろうというふうに捉えたんだろうということを考えていくということです。

ここで言う猫が先ほどのおてんとさまに当たるというふうに思うんですね。このように学校では、今の時代に合わせて、そしてまた子供の発達段階に応じて人としてのよりよい生き方の指導を今行っております。ぜひ議員も理解していただいて、これからも人生の先輩として私たち後輩の御指導やら、そして未来を託す子供たちに人としてよりよく生きる生き方を範をもってお示しくださるようお願いして答弁にかえさせていただきます。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 教育長、とても範を見せられるような私ではございませんけれども、やはり道徳の根幹を知る最高の教材は、今、北方中学校も長崎のほうへ修学旅行に行っておられるようですが、ああいうことの現場を見せることももちろん大事だというふうで修学旅行も行っていると、そのように承知しております。いろんな悲惨な事件、事故、あるいはなぜ、なぜと思われる事故がたびたび起こっております。将来を担う我が北方町の子がそのようなことに1人でもかかわらないといえますか、犠牲にならないようそのように願っております。

それでは、不登校についてでございます。

子供の個性や能力に応えられるように教育の機会の幅を広げてこなかったのは、戦後教育行政の怠慢と言える。その結果、多くの不登校が生み出されてきたのではないかと。全国で年間30日以上小・中学校を休んだ不登校の児童・生徒数は統計をとり始めた1991年度から人数が増加し続けており、教育上の大きな課題となっている。

文科省が平成25年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、いじめの認知件数は全国で小学校で11万8,805人で、中学校は5万5,248人、計17万4,053人です。岐阜県では、小学校は1,757人、中学校は1,064人で、計2,821人です。

最近では小学校での不登校が多いのではないかと。北方町の小・中学校の現状は悩み相談の充実、またパソコン上での電子メールの利用など、町の独自の対策は行っているのか。教職員の研修も必要ではないかと。その点をお伺いいたします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 不登校のことですが、先ほど日比議員の質問でもお答えさせていただきましたので、重なる部分は割愛させていただきます。

まず、議員御心配の小学校での不登校児童数については、日比議員も先ほどおっしゃられましたが、ごく少数です。しかし、心配される状況にある児童がいることは否めません。家庭生活の不安定さ、そして本人の人間関係づくりの弱さなど、その原因はさまざまだと思います。

日比議員のさっきの回答以外でお答えさせていただいた中でつけ加えたとしましたら、まず町

立図書館2階の適応指導教室大空の話が出ました。それに加えて、2年前から北方南小学校に通級指導教室おひさまという教室を新設しました。これは個別指導により、集団や人への適応力や人間関係力を伸ばしていく、そんな通級教室です。また、昨年度より県のスクールカウンセラーを2名から3名に増員して、保護者や児童・生徒のカウンセリングがよりできるように配置をしております。

議員御指摘の教職員の研修については、言われるまでもなく児童・生徒理解についての研修や不登校児童・生徒への対処方法など、年間を通じて実施しているところです。また、議員御指摘の電子メールなどを使った教育相談ということについては、既に北方町では実施しているところでございます。

ただ、本人の顔色や表情、声の様子、そして健康状態など、本人と直接会っての関係づくりが大切だというふうに思っておりますので、それを優先して行っております。

いずれにしても、何度も言っておりますが、学校教育だけではできないことですので、みんなで力を合わせてやっていきたいですし、ちょうど議員は北方町地域ぐるみの道德教育の推進協議会のお1人でもございますので、ぜひ不登校の対策を地域ぐるみで考えていきたいと思っておりますので、どうぞお力を貸してください。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 悩み相談などのカウンセリングの充実は必要だと思います。相談を通じて児童・生徒の悩みを早期に発見し、解決してやるのが不登校の防止につながるかと心の教育相談員を配置し、ヤングハート・ヒア相談員を委嘱というようなこともやっておられる自治体もあります。やはり若い方の相談員には児童・生徒が気軽に相談できるという、そういうような好評を得ている自治体もあります。また、合宿スタイルで子供たちの社会性、協調性などを育もうとする、そのような取り組みも行っておるところもあります。

また、岐阜県では1998年度に自然体験活動を中心とした2泊3日のリフレッシュプログラムを実施し、小・中学生120名が参加して、そのうち4割ほどが保健室登校というか、そういうような形で通える方もあったということも聞いております。また、パソコン上でも先ほどの電子メールを利用した教育相談も岐阜県ではそれなりに効果があったというようなことも聞いております。最近、岐阜市が子供専用カードで悩みがあったら相談してねとか、誰にも言わないから安心してねというような子どもホッとダイヤル、子どもホッとメールをそのような配付をされているというようなことを聞いております。

いろいろな自治体でそれなりに将来を担う子供さんのために努力しておられることは重々承知しておりますので、やはり先ほども申し上げましたように、我が北方町の子供さん、生徒さん、それだけではなく北方町の幸せのために、やはりそのもととなる将来を担う北方町には重点的にそのような考えをしていただければと思っております。以上です。終わります。

○議長（立川良一君） 暫時休憩をいたします。15分から再開をいたします。

休憩 午前11時06分

○議長（立川良一君） それでは再開をいたします。

次に、安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 議長のお許しをいただきまして、始めさせていただきたいと思います。

早速ですが、皆様に配付させていただいた資料は国土交通省発行の道の駅による地方創生拠点の形成の支援についての説明で、これからする一般質問の内容についての参考としてください。

では、本題に入ります。

開発検討ゾーンについて。

今議会に提案されています北方町都市計画マスタープラン（案）が承認されますと、今後はこのマスタープランに基づいて具体的なまちづくりが始まっていくと認識しております。

私は、常々北方町の将来のまちづくりに関しどうすればよいのかと考えておりました。本町は昭和40年代から土地区画整理事業により都市整備を行い、岐阜市郊外に位置する住宅都市として人口増加を続けてきました。また、平成7年からは北方町都市計画マスタープランによる都市整備が実施され、良好な住宅地、沿道商業地や沿道工業地など、バランスがとれた利便性の高い市街地が形成されております。

しかしながら、地域経済の変貌、少子・高齢化の進展に伴う中心市街地の空洞化などにより、町の活気が失われつつある気がしております。

また、本町には幹線道路網が格子状に配置されており、その交通量は1日1万台を超えておりますが、その多くが通過交通であります。岐阜国道事務所の東海環状自動車道の事業進捗状況によりますと、平成31年には大野・神戸インターチェンジや高富インターチェンジの開通が予定されており、近い将来には東海環状自動車道西回りルートによる広域交流が活性化すると思われまます。私は、これを契機に多くの交通が通過する分岐点の町から、多くの人、物、情報が結節する結節点となるまちづくりが必要だとの結論に至りました。

北方町都市計画マスタープランには、主要地方道岐阜・関ヶ原線東部について開発検討ゾーンに位置づけられておりますが、この場所は岐阜市と西濃を結ぶ幹線道路沿いであることと、東海環状自動車道大野・神戸インターチェンジや糸貫インターチェンジに近いことから、広域交流拠点に大変適した場所であり、早急に土地利用について検討を行い、土地利用ビジョンの作成が急務であると考えております。

国土交通省は道の駅による地方創生拠点の形成を重要政策の一つと考えており、地方創生の拠点となる道の駅の類型別機能イメージでは、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型、地域の元気をつくる地域センター型が示されております。

ここで私が提案したいことは、産業振興、地域福祉、防災などの機能を兼ね備えた地域の元気をつくる地域センター型で、北方町の地域特性を生かした先進的な事例となる広域交流拠点を整備すること、民間活力の導入を検討すること、また岐阜農林高校の生徒による新商品の開発、販

売など、住宅、学校や企業などと協働したまちづくりを早急に進めることであります。

そこでお尋ねいたします。今回の北方町都市計画マスタープランにおいて、1日の交通量が1万7,000台を超え、今後さらに交通量が増加するであろう主要地方道岐阜・関ヶ原線東部の開発検討ゾーンであります。今後どのように土地利用の検討を進めていくのか、お考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（立川良一君） 窪田技術調整監。

○都市環境課技術調整監（窪田吉泰君） 議員お尋ねの開発検討ゾーンについて回答させていただきます。

今議会で提案しております北方町都市計画マスタープランは、過去のマスタープランの検証、社会情勢の分析や住民アンケートなどから、まちづくりの課題やニーズを的確に把握し、少子・高齢化社会に備えた計画となっております。

社会情勢のうち、人口の推移を詳しく調べてみますと、町の住民基本台帳人口による人口推移と、国による本町の将来人口推計地の乖離状況や、社会動態では職業上の理由で転出される方が多く、近年転出超過の年が目につくようになってきております。そのため本町においても少子・高齢化による人口減少社会や高齢化社会への対応は急ぐべき課題であります。

本マスタープラン（案）では、将来のまちづくりの基本理念を、町民だけではなく、町外の方からも、ついの住みかとして選んでいただける町を念頭に置き、安全・安心・快適な心触れ合う人間都市、公園都市といたしました。この基本理念を達成するため、今ある住宅環境や町のさらなる魅力を向上させるとともに、少子・高齢化社会に備え、雇用の創出と広域交流の活性化を基幹として基本方針などが策定されております。

特に高屋柱本地域を新たなまちづくりエリアとして市街化調整区域を土地利用検討ゾーンに位置づけ、将来の土地利用について農業振興を含め、それ以外の用途についても幅広く検討を行うエリアとしております。

今議会の一般会計補正予算で計上されております地域再生計画策定事業委託料がございますが、議会でお認めいただければこの委託料で市街化調整区域全域を対象として、地権者、土地利用者、関係者などと協議会をつくり、土地利用について検討をしまいたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、主要地方道岐阜・関ヶ原線東部の開発検討ゾーンは、広域幹線道路網のつながりや1日の交通量から広域交流拠点に適していると考えております。つきましては、議員が提案された産業振興、地域福祉、防災などの機能を兼ね備え、地域特性を生かした先進的な事例となる広域交流拠点などの土地利用についても協議会で検討していきたいと考えております。

まちづくりは行政だけではできません。個人、地域住民や民間企業など多くの関係者の皆様とまちづくりという夢を共有し、夢の達成に向けてともに歩んでいかなければなりません。議員各位におかれましては、今後到来するであろう少子・高齢化社会に備えた新たなまちづくりへのさらなる御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 道の駅事業というのは、非常にこれから期待が皆さん持たれる事業だと思いますので、ぜひ実現に向けて頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（立川良一君） ちょっと休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（立川良一君） 再開します。

次に、井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） それでは時間も迫っておりますので、3問お願いしておりますけれども、できるだけ早く進めさせていただきたいと思います。

シティープロモーションと北方まつりについてであります。昨年の12月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定をされ、地方自治体には今後5年間の地方版総合戦略の策定が求められてきました。北方町にも早々と国庫補助が配分されてきたところであります。現に地方自治体が行いなければならない政策は、人口減少対策と地方創生、また医療と福祉、社会保障制度の充実は欠かせない重要課題ではないでしょうか。

私は、地域開発研究員である牧瀬稔氏の地方議員が開く政策の窓を読み、大変感銘を受けました。まさに地方がこれから取り組まなければならない課題を上げているからであります。

このシティープロモーションやシティーセールスとは、都市や地域の売り込みという意味を持ち、自治体の知名度を高めることや情報の交流人口の拡大、定住人口の獲得、また交流人口の増加や企業誘致等を目指す活動とされております。

5月3日、ことしも北方まつりが各町内のおみこしから始まり、夜は商店街を練り歩きます。12基と例年より少なく寂しい感はありましたが、年に一度のお祭りであり、大勢の人でにぎわい、祭り気分を満喫したところであります。

この北方まつりを北方町のシンボルとしてシティープロモーション、シティーセールスは推進できないかをお尋ねいたします。

各県も特色のある祭りを大々的にPRし、地域の活性化と観光客の誘致に力を入れております。春の祭りとして、青森のねぶた祭りや京都の祇園祭、浅草の三社祭には150万人の人出でにぎわうと言われております。夏は博多の祇園山笠祭り、青森のねぶた祭り、仙台の七夕まつりなど、全国的に有名であり、観光客の誘致にまちを挙げて取り組んでおります。

岐阜県内でも高山祭や古川の起こし太鼓、近くでは大垣まつり、揖斐川町の子供歌舞伎等は知られておるところであります。

このシティープロモーションによる方向性に自治体の知名度の向上を図り、認知度を高めると、交流人口の増加を図る、定住人口の獲得をし、共同人口の確保等を進める中で、働く場所の

確保として企業誘致等を図っていくことが狙いとされております。

今回提案の都市計画マスタープランを進める上にも、地方総合戦略を進める上にも、いろいろな意味を含み、地方創生に欠かせない問題であると思うところであります。

全国で10番目に小さな町北方町を全国に発信していくシンボルとして、北方まつりとみこしを知名度アップにつなげたらと思います。北方町には17基のみこしがありますが、全自治会のみこしが出そろったことはありません。みこしの担ぎ手不足によるものと思いますが、担ぎ手を担う目的もあり、みこしの展示や各町内の助成をしておりますが、この展示も全部出そろうことがありません。商工会の実行委員会や自治会連絡協議会、また観光協会において、担い手の確保を検討していただき、担い手が不足する町内への人材の応援ができないかであります。

前夜祭は全みこしの展示をし、本みこしの練り歩きは女みこしも復活させ、町のシンボルとして18基のみこしを全国的にPRしてはどうかと思うところであります。北方まつりによる定住人口の増加と外部からの交流人口の増加を図り、ひいては町民がふるさととした愛着心を持ち、転出を防ぐのもシティープロモーションの方向性であります。

町長の随感にもありました子育てをしやすい町ベスト20のうち、北方町は全国で7位に評価されたとのことであります。町長の目指す心触れ合うまちづくり、人と人とのつながり、人間都市にも通ずるのではないのでしょうか。北方をPRすることによって、北方町を知り、北方に住みたい人が少しでもふえれば町の活性化と地方創生にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

愛知県知事は観光戦略で知名度を上げると意気込みを見せております。富山市では、まちの認知度とイメージを高めるための取り組みを総合的、戦略的に実施し、選ばれるまちづくりを進めるとしております。また、厚木市ではシティーセールスはまちを豊かにしていくために効果的なPRをすることにより、都市の活性化につなげたいとしております。近く豊川市ではまちの魅力である地域資源を地域内外へアピールし、まちを売り込む。選ばれるまちとなり、人、物、お金、情報を呼び込み地域を活性化し、持続的に発展させ、町への愛着や誇りを持つとしております。

全国で10番目に小さな北方町の認知度アップ、地域創生について町長さんの考えをお聞かせください。

○議長（立川良一君） 室戸町長。

○町長（室戸英夫君） 井野議員におかれましては、町の将来についていつも御心配をいただいております。本当にありがとうございます。

今回も観光客の誘致、定住人口の獲得、あるいは働く場所の確保など、この町の活性化について御教授をいただきました。あわせて議員の北方まつりに対する愛着と意思の深さに、改めて敬意を表するものでございます。

御提言のシティープロモーション、あるいはシティーセールスは議員御発言のとおり、町の知名度、イメージの向上を図り、北方町という町の地域の商品価値を高め、いかに売り込むかを志向するものでございます。

私は、かねてから都市は人間居住の場として整備されなければならないと考えております。そ

の上で、あるいは同時にと申し上げたほうがいいかもしれませんが、住民の必要に応え、新しい産業の発展の機会を得るということであります。つまり福祉とか環境とか都市、あるいは文化、雇用を結ぶ総合的な理念と政策体系をつくり上げることがまちづくりの課題であるというふうに捉えておるわけでございます。

申し上げるまでもなく、これらの活動や作業は例えば祭りや観光は総務課、企業誘致は都市環境課、福祉は福祉健康課というようにそれぞれの担当部門がばらばらに取り組んで、ばらばらに情報を発信するのではなくて、連携をして文字どおりチーム北方として取り組んでいかなければならない課題だと思っておるところでございます。

そして、決して福祉をお荷物に考えたり、観光、景観を厄介なものというふうに考えるのではなくて、前向きに考えなければならんと思っておるところでございます。

このことはさきの町長選挙で3つのプラス、つまり人間都市プラス公園都市プラス住民参加の草の根民主主義の町を目標にいたしましたことにあらわれているというふうに御理解をいただきたいのであります。

しかし、同時にこれらの施策、事業は行政の力だけでつくり出すことはできません。例えばお話の北方まつりに例を引きますと、かつてのにぎわいを取り戻すためにと議員お話しのように、女みこしすずめが起用されました。また、みこし展示会を開催し、あるいはみこしの担ぎ手募集なども行ってきたところではありますが、その結果は御承知のとおりでございます。

その原因は何かと申しますと、いずれの事業も暫定的に、その場限り、限定的に問題ごと、要求ごとの上積み施策を繰り返し、その上全部行政主導であって、それが全体として一つのシステム、体系となって機能していないところに決定的な欠陥があったのではないかというふうに私は個人的に思っておるところでございます。

もう1つ大事なことは、祭りが一過性のものであってはならないということでもあります。御案内のように北方まつりや歩行者天国には北方町のみならず近隣市町から1万人を超える人々がお出かけいただけるわけではありますが、そこで消費される金銭はそのほとんどが露天商などの町外業者に流れ、町内に残るのはごみだけという現象は余りにも知恵のないあり方ではないかというふうに思うわけでもあります。

ここ数年来、全国的にはB級グルメの大会が人気を博しておりますし、最近では東北の被災地でも古来からの祭りが復活をいたしておるわけでございます。これらのいずれもがどれ一つとして行政主導で行政がつくり出すという例はありません。必ず中心的な組織とか団体、個人が主役の地域力がなせるわざだと思うのであります。行政はその基礎条件を何かと考え、環境を整え、みんなの要求や幸福感、地域のコミュニティーとは何かを考えながら探求し、そしてお互いにつくり出していく、実現に努力する姿、過程が大事ではないかというふうに思うわけでもあります。それが長く受け継がれて歴史となり、その土地の文化になるのではないのでしょうか。

何でも行政の仕事と責任であったり、補助金目当てであったりする催しや事業であっては、成功する例は極めてまれであることは事実が証明をしておると思うわけでございます。

議員御提案のシティープロモーションやシティーセールスも民間の団体や個人の参加と交流を得て初めてできるものだというふうに理解をいたしております。一つの社会システムとして、一つの秩序立った体系として考えていく必要があると思うのであります。

いずれにいたしましても、せっかくの御提案でございますし、民間と行政の相互交流や情報交換がどこまでできるか。北方町の今までの体質からいたしましても、農協だとか商工会、民間企業、自治会、観光協会などと心合わせの場所がどの程度整うかということ、御提案を受けまして、これから真剣に探っていきたい。そして、願わくばその機会をしっかりと捉えてお話しのような北方町が他の地域に北方町らしさを発揮できる施策、つまりシティープロモーションやシティーセールスの形を整えることができればという気持ちでおりますことを御答弁申し上げたいと思います。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） この問題というのは、確かに今牧瀬さんは地方議会議員としての取り組み、開く窓という提案でありますので、議員が取り組んでいかなきゃならない問題かと思えます。

しかし、今はそのような体制にありませんので、今このような形の中でいきますと、確かにこの問題というのは祭りということです。今まで単体の団体は、踊りの何でもありますけれども、祭りになると全町で取り組む行事になってきますので、そうすると皆の相互関係という連携というのがとれるんじゃないか。今までの踊りにしても何にしてもそうですけれども、歌謡曲にしてもそうですけれども、その趣味の人たちの集まりの中でのことでありますので、その問題であります。この祭りということにしていきますと各町内で取り組んでいくということに町民との連携が生まれてくるのではないかなというふうにして、またそれをもとにして全国発信をする。

ただ、この北方町だけでこのみこしをどうのこうのしようというんじゃなくして、全国発信して北方町をアピールしていきたいというのが私の提案したいところでもあります。

そんな中で、北方の担ぎ手なんかでも各自治会で、少ないところへ多い人のところから人材派遣をしていく中でつながりができていく。そして、その中に子供も入ってくる、中学生も入ってきて担ぎ手をすると、その中に郷土愛も生まれてくるんじゃないか。我がふるさとの中の祭りじゃないかという形の中で、私は町民全体で盛り上がるようなものではないかなというふうに、祭りということについて考えていたところでもあります。

町長が言われるように、情報などができる、地域力があり環境を整えていくと、補助金が目当てではありません。個人の交流としてどこまでできていくかでありますけれども、北方町の町をこれから全国アピールしていったらどうかなという形の中で、その中に最終的にいろいろなシティープロモーションの中にも、先ほどもありますけれども、7項目ほど上げておまして、最終的には企業誘致等も考えられるような、そういう働き場所もするという、今度の都市マスタープランにもつながっていくという形の中で提案をしております。

できましたら、またもう1回お願いしたい。

○議長（立川良一君） 室戸町長。

○町長（室戸英夫君） 舌足らずな面があったかもしれませんが、恐らく今議員がおっしゃるような考え方で、私が答弁を申し上げたことと本質的にはそれほど差があるわけではないと思っています。

私は、要するに祭り一つとってみても、ここに住む人たちが自分たちの祭りだという意識を持ちませんと、みこしは出そうとするけど担ぎ手がないとか、祭りなんか関係ないという層が大勢になってきますと、せつかくの歴史のある、そして文化を受け継いできたきょうまでの歴史が途絶えてしまう危険があるということで申し上げておるわけでございます。

それはみこしを担ぐだけということではなしに、ちょっと触れましたけれども、例えば町なかを練り歩くにしても、祭りの日に、名前は忘れましたが、ある人がおっしゃったのは、こしはテンポが速いですねということを行いましたら、もう半分以上祝儀がないので、みこしのスピードが、申し上げていいのかわかりませんが、スピードが違うので、昔のようにゆっくりゆっくりあそこでも祝儀をもらい、こっちでも祝儀をもらいといって、みこしの景気を上げて行進をするのと違って、祝儀を出すところが少なくなってしまったので、それは速くなりますよという話をされて、むべなるかなと思いましたが、そういう環境で北方まつりのみこしを盛り上げようとしても条件が整わないということを申し上げております。

祭りが一過性であってはいかんし、個々ばらばらのものの存在であってはいかんというのは、例えばそれだけの1万人余りの人が来て、ここで大人も子供も幾らかのお金を落としていただけなのに、そのお金は全部町外の業者が、露天商があつて悪いというじゃないので誤解しないようにしてほしいんですけども、その利益は全部祭りが終わったら町外に流出してしまうというのは、いかにも知恵のない話ではありませんかと。1万人以上の人たちが来ていただけるのなら、そこで落とす金は北方町の業者、地元の業者の皆さんのもともと落ちますと、そうすると行政の側から言うと商工業者の皆さんの所得も上がって町民税もいただけて、町が限りなく発展をするという打算な話をして恐縮ですけども、そういうサイクルな経済というのはあるということなんです。

今何百万使うかわかりませんが、あれだけの祭りを皆さんの税金をいただいてやっても、そこで落ちてくる金は全部町外に流出をする。つまり会社で言うと社外流出になってしまうというようなことでは、やっぱりこの地域が発展する要素というものが小さくなっていくんではないか。そのためには今申し上げましたように、単発ではなしに地域みんなでこの祭りをどうしていくかという発想に立ちませんと、継続する力というものが弱くなっていく。

ともすると北方町は非常に豊かな町、私が町長になる前はですよ、豊かな町でございましたから、あれも金出します、これも金出します、これも町がやりますという大盤振る舞いをしてきました。しかし、経済状況がこうなるとまいますと、入るをはかって出ざるを制する当然な経済機能を考えませんと、今までどおりにあらゆることに補助金を出して、行政が主導権をいつも握ってリードをしていくというやり方は、やがてギリシャの状態を招く結果になるということを思いますと、やはり地域全員でこの北方町を盛り上げる、そういう意識改革をここに住む人たちも

やってもらわなければならんのではないか。その地域でどう興すかという核になるのは、あるときは農協であったり商工会であったりするでしょうけれども、行政がいつも前面に出て竹やりを突くような戦は長続きをしないということを申し上げておるわけでございますので、議員がおっしゃることと私の申し上げていることにそんなに差はないというふうに思います。こういう危機意識を町内の団体や個人にしっかりと訴えて、受けとめていただいて、北方まつりに限って言えば議員がおっしゃるような方向に祭りを盛り上げていくという方法を模索していかなければならんのではないか。そのための努力は行政としても当然払わせていただきますし、こういう少子化の時代ですからどうしてもつり手がなくなれば、つり手の、ここで言っているのかどうか知りませんが、日当ぐらいは応援できるようなシステムをつくったらいいと。

ただ、陳列に出したら2万円をもらえると、そういう方法ではなしに、有効な補助金の使い方を考える必要があるのではないかとこのように思っておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 祭りのみこしに2万円、それと各町内に7万円から9万円を補助して担ぎ手を確保しなきゃならんというところに問題も一つあります。

もう1つは、商店街の今のシャッター街が物語っている。商店街をどうしていくかということもまちづくりの一つの大きな問題でありますし、後継者がいないところに、いろいろな商店も農業もそうですけれども、今苦慮しているところであります。これからこういった形の中でまさに地方創生、国からのこういった形の中をこれから各自治体がいかに考えて国へ提言をし、町が出すんじゃなくして国からのそういったものを引っ張り出してくるという形のほうへ進めていかなければならないんじゃないかなと思うわけです。

町が主導、町が主導でなくして、僕の言いたいのは今の商工会にも委託しておりますけれども、その委託をもうちょっと今の現状でなくし、新たな形の中で進めることができないかという思いで今申し上げたところでありますので、一遍町長さんとしても一度委託先ですけれども、もう一度検討していただきたいと思っておりますのでお願いいたします。時間です。

○議長（立川良一君） 室戸町長。

○町長（室戸英夫君） せっかくの御提言でございますので、議会とも相談をこれからさせていただきます、議員御提案のような実現が図れるように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（井野勝巳君） ありがとうございます。

○議長（立川良一君） それでは、ここで休憩をいたします。午後の部は1時30分から再開をしたいと思います。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時30分

○議長（立川良一君） 再開をいたします。

休憩前に続きまして、一般質問を行いたいと思います。

井野議員の登壇を求めます。

○9番（井野勝巳君） それでは、続きまして、ジェネリック薬品の進捗状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

さきにもこういった似通った題で質問をしておりますけれども、今回はちょっと内容を変えてみたんですが、このほど厚生労働省は価格の安いジェネリック医薬品の使用を80%に引き上げる目標を固め、2020年度までに達成したいようであります。これに対して、財務省は17年度内の前倒しを求めている。双方とも目標が達成されると医療費が1兆3,000億円の削減ができると見込んでおりますが、また厚労省は糖尿病の重症化予防で2,000億円、高齢者の肺炎予防の推進で1,000億円の抑制を目指して、医療費の削減に取り組む自治体への支援も行うとしております。

このことについて、今回の質問をさせていただいたわけでありまして。北方町もジェネリック薬品の切りかえで年間1,200万円削減ができたというのは、前回の質問でお聞きをいたしました。国保の特別会計が23億円にも達する今日、過日も医療費の上限が引き上げられました。保険料は年々引き上げられ、納付率の低下や不納欠損が出るのではないかと心配なことでもあります。県内でワーストワンになりかねない国保税を少しでも安くする方法は、自己管理が最も大切でありますし、また町の指導も欠かせないと思っております。

幸いに町では医療費の明細確認を個々に送付をしております。この明細書の作成時に重複診療の調査と薬の重複投与がないかを調べていただきたいと思いますところでもあります。

過日、テレビ番組で薬の飲み残しについて報道されておりました。飲み切れない残薬の多さに驚きました。全て薬価につながり、医療費はかさむばかりであります。保険税にまたはね返ってもきます。テレビではかかりつけ医が家庭訪問をして、薬の仕分けをしておりました。高齢化による飲み忘れや重複診療が原因との見方もしております。

国保の特別会計は一般会計からの繰り入れは法定分だけあります。北方町は高いと言われても、国保税を引き下げることが現状では不可能であります。むしろ高齢化によってますます高くなる一方であります。安倍総理もジェネリック医薬品を推進する中で、高齢者でも所得の高い人の保険税をふやすことも検討し、入院時の食事代や紹介状のない受診を受けた場合の患者負担も上げるとしております。

18年度から都道府県に運営が移管されますが、保険税額は各市町村の医療費より算出するようであります。医療費給付の削減は今後も避けて通れない課題であります。事務方においては大変な作業でしょうが、いま一度ジェネリックの推進と重複受診の調査、またかかりつけ医とかかりつけ薬局の連携を一度協議し、処方箋、投薬の調整を図っていただき、医療給付費の削減に努めていただきたいと思いますのであります。

介護保険も当初より2倍近くになりましたが、国保税も少しでも安くできる努力も必要かと思っております。臼井担当課長の考えをお伺いいたします。

○議長（立川良一君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） ジェネリック医薬品の、いわゆる後発医薬品の推進と重複受診等による残薬の対策についてお答えします。

ジェネリック医薬品の使用促進の取り組みにつきましては、昨年の6月議会でお答えしましたとおり、国においては医療機関等がジェネリック医薬品を処方・調剤した場合、その割合に応じて診療報酬が加算される取り組みをされています。

その結果、当町の国保ではジェネリック医薬品への切りかえ率が平成26年度は25年度よりも6.4ポイント増加し、52.5%となりました。医療費全体の費用額が増加する中におきまして、薬剤費につきましては約683万円減少したことになります。

当町では国の取り組みに加えまして、ジェネリック医薬品の利用促進のためジェネリック医薬品希望シールを配付するなど、引き続き利用啓発活動を進めてまいります。

続きまして、重複受診等による残薬の問題についてお答えします。

高齢により認知能力が落ちている方は多数の医薬品を処方された場合や複数の医療機関を受診して複数の医薬品を処方された場合に、自身で服用の管理が困難となります。そのため適切に服用できず、薬の飲み残しが生じるとともに症状がより悪化して、さらに多くの医薬品が処方され、残薬がふえるという悪循環に陥ってしまいます。

対策としまして、国においてはかかりつけ薬局の普及促進を図るため、薬剤師が薬の飲み残しがないかなどを確認するかかりつけ機能の強化について検討しています。

当町におきましては、本年度より地域包括支援センターが医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を図り、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を推進する中で、高齢者等に適切な服用指導の実施について検討してまいります。

また、国保においては受診者の診療報酬明細がデータ化されていますので、そのデータから抽出されました重複受診者リストを活用しまして、重複受診者を特定し、健康診断の事後指導の機会を捉えて、医薬品の適切な服用方法について指導を実施してまいります。

今後も医療費の適正化に努め、住民の健康と安定した生活に寄与できるように努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） お聞きしましたら、また薬のほうはちょこっと安くなっておるということで、少しでも安くしていかないと、これからだんだん高齢化とともに保険税も高くなってきますのでお願いしたいと思います。

実はこの間、私も薬局のほうで投薬を受けていますので、薬剤師の人とそういった薬がこの間テレビでこんなことを放映しておったけれども、何らかの方法はとれないのという話を聞いたら、医師との話し合いというか、先生と話をすると処方箋を見直すことができますよと。それを見て私どもは医師からの処方箋によって出すんですから、医師との連携が大事ですよ話を聞いてきました。今、包括支援のほうでこれから医師会のほうでそれを進めるというような答弁だったと

思います。そうですね。包括支援のほうでやるんですね、これから。医師会と協議はしていくと
というような答弁に聞いたんですが、それでよろしいか。

○議長（立川良一君） 林君。

○福祉健康課長（林 賢二君） では、包括支援センターの関係ですので、福祉健康課のほうが所
管しておりますので、今の部分を少しお話をしますと、現在私どものほうは地域包括ケアシステ
ムというものを構築、これ国から求められておまして、地域の中で将来重度になっても、介護
状態になった状態でも住みなれた地域で最後まで暮らしていけるといような、人生の最後まで
送れるまちづくりといつか、そういうのをこの北方町全体でつくっていききたいという、その中に
今言った医療とか介護、それから薬剤師とか、そういういろいろな人たちが連携を図って、包括
ケアの構築をしていこうというふうに考えております。

そういうものの中の一つとして、今言われました薬剤師さんもその1人として位置づけがされ
ておまして、基本的な位置づけとしましては在宅医療の中ではかかりつけ医の指示に基づく処
方箋の調剤、飲み合わせや重複をチェックする薬歴管理、服薬指導などを行うというふうになっ
ております。そういうようなことも含めて、今医師会とか薬剤師会と協議をしながら近い将来に
包括ケアシステムというものを構築していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお
願いいたします。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） そういった連携というのは、これから多岐にわたってきますので大変かと
思いますけど、これは住民一人一人がやるわけにはいきませんので、これは執行部のほうで指導的
に進めていっていただかんと進まないんじゃないかなと思いますね。一つぜひとも力を入れてや
っていただきたい。

それと、今マイナンバーが問題になっていますけど、このマイナンバー制度というのは、ある
程度こういった薬の管理も一元化できる、取り組むことができるよという方向性も出して
おるようで、重複受診といつか重複診療、そういったことが可能になると、調べることができ
ると、個々のことを。そこらでも大いに利用していただいて、できるだけ負担は軽減できるよ
うに努めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に新英語テストについてお伺いをいたしたいと思います。

文科省が昨年行った高校3年生約7万人の調査で、聞く、話す、読む、書くの4技能とも全体
の7割から9割が中学生レベルと判明したそうであります。中学生の段階から英語力を高め、指
導方法の改善をする必要があると判断をしたようであります。新英語テストの実施は年1度で、
小学校6年生、中学3年生を対象に毎年行っている全国の学力テストに組み込むことを検討して
いるとのことであります。

このほかに文科省は各都道府県に対して、今年度末までに英語力向上に向けた独自の目標を定
めるよう要請し、指導面では英語を教える小・中・高校の教員に研修を行い、英語教育推進リー
ダーの育成とALT（外国語指導助手）の積極登用も進めるとしております。

この英語問題については、過去に語学力や母国語を学ぶ大学もあるなどの質問をした経緯がありますが、その後、北方中学生の学力は向上したのか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、学力向上には教師の指導力が問われております。文科省の調査によると、公立中学校で英検の力を持つ英語教師は3割弱、授業の半分以上を英語で行っている教師は中学3年生の担当で5割弱とのことであります。英語授業の向上に指導力のある先生の確保は大丈夫でしょうか。現在の状況と、今後の目標についてお尋ねをいたします。教育長、お願いします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まずもって、井野議員におかれましては、いつも影となりひなたとなり教育関係の応援者として、いろいろと御教授いただいております。ありがとうございます。

議員に御指摘いただいております英語力は、近未来社会においては必要不可欠な必須アイテムだと認識しております。北方町の子供たちに生きて働く英語力の基礎を培っていくのかは喫緊の課題だと教育委員会も捉えております。

ここでまず最初に、現在北方中学校1年生である女の子を紹介したいと思います。彼女は明るく爽やかで、役場で働くお父さんが大好きな子です。彼女は中学に入り、部活動をどの部に入ろうかと迷っていましたが、結局文化系の英会話クラブに入ることにしました。きっかけはお母さんの影響です。自分も英語を話したいと。そして、6年生のときに修学旅行で京都へ行ったときに外国の人に話しかけられたときに、うまく自分の思いを伝えられなかったのが残念で仕方がないと今でも思っているそうです。将来は、お医者さんになって、病気で苦しんでいる多くの人を救いたいと願っています。父親からは医者になりたいなら、英語が読め、話せ、書けないといけなさと教えられました。こうして彼女は、将来を見据えて英語を理解し話せるようになりたいと思い、英会話クラブに入りました。彼女のように夢や志を持って、目的を持って将来のために意欲的に学習を進めていけるような、そんな生徒を1人でも多くふやしたいと思っております。

さて、議員お尋ねの北方中学校の英語力の実態についてお答えします。

まずは北方中の学力は向上しているのかという大変厳しい質問でございますが、去年の3年生と、そして今現在の3年生との比較をします。母集団が違いますし、行った問題も違っていますので一概には言えませんが、井野議員、これをごらんください。

ともに県の学力状況調査による比較の表です。これを見ますと、赤が26年度、ことしですね。そして青が昨年度ということで、知識理解力は伸びています。そして、書く力も伸びています。しかし、聞く力、読む力は昨年度の3年生と比べると若干落ちているということで、向上しているかどうかという、向上するように努力しているというようなお答えしかできないと思います。

さらに岐阜県の平均正答率と比べますと、現在の中学校3年生の実態がこのようになっています。これを見ますと、岐阜県が青です。そして、赤が北方中学校ということ。先ほど言いました知識理解力は同等の力があるととれますが、聞く力、読む力、書く力は若干県の平均よりは下がっており。特に読む力と書く力がかなりというところですが、少し下がっているということなので、今学校では特にこの読む力、そして書く力をつけていきたいということで、毎時間読む力、

書く力を位置づけて設定して、授業を行っています。

そして、議員おっしゃった、読む、聞く、書く、そして話すの4技能をバランスよく身につけていき、新英語テストにも対応していきたいと思いますし、何よりも将来実社会で生きて使える英語力の基礎的な力の向上につなげていきたいと考えています。

そのために議員おっしゃってみえるように、英語教師の英語力を一層つけていく必要があると私どもも考えています。現在、北方中学校の英語の先生は、4人います。そのうち2人はTOEICという、Test of English for International Communicationの略称で、英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストなんですが、これで850点、満点が990点と聞いています。ということで86%の正答率を上げるということで、かなりの英語力を有していると聞いておりますが、それが2人おります。さらには夏休みに議員御指摘の英語教育推進リーダー研修会に参加し、一層の英語力を身につけようと今取り組もうとしています。

余談になりますが、この4人の先生方は昨年度は自費で2週間アメリカに行ったり、シンガポールやベトナム、香港へ行くなどして、みずからの語学力、そして国際人として資質を鍛え、高める努力をしております。ことしの夏もまたそれぞれに海外へ行く計画を立てていると聞いております。

最後になりますが、冒頭に紹介した彼女はこの夏、英語のスピーチコンテストに出るために今頑張っています。陰ながらエールを送っていきたいと考えています。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 今、英語というので、急激に教え込んでも生徒がパンクしてしまうと思うんですよね。だから、目標は後のほうに置いていきますけど、文科省は。その前段階から取り組んでやって、徐々にしていってあげたほうが、子供たちにもいいんじゃないかと。

結局僕の子供もそうでしたけれども、英語が物すごい苦手ではほかの教科の点数が下がっていく。この間ちょっと話をしていたら、ずるをしたと。どうしたんだと言ったら、英語の授業が嫌だから学校へ行かなかったと言うわけですね。これは、子供はしゃあないことやと思いますわ。どうしても苦手な教科が出てくれば気が重くなるのは当然ですし、不登校にもつながって、ひどくなりゃ全般的な不登校にもつながっていくんじゃないかと思うんです。ですから、こういった形の中で、英語というのは今すぐ言ってすぐ覚えるというものでもありませんし、徐々に力をつけさせていって、ほかの教科とも平準化した形の中で英語力をつけていっていただきたいと思うんです。

私の知り合いですけど、スチューデントに合格した人がおりました。1人の子は残念ながら途中でやめました。1人の子は英語が非常に堪能な子で、すぐに国内線じゃなしに外国のほうの航空路でアメリカ、あちらへ飛ぶところへ所属変更になりました。今、その子は卒業して教師的な形でスチューデントの育成に努めておるそうです。やっぱりそういった形の中で、英語だけでも自分の身を立てていける、そういった形にもなっていきますので、全部が全部100人の子供全部100人がそういったことになれというわけじゃなしに、それぞれの持ち味がありますので結構で

すけれども、1人でも多くそういった生徒を育てるのも学校の責任じゃないかな、先生の取り組みじゃないかなと思うんですね。今お話聞くと、先生で4人も素晴らしい先生が見えるんで、こういったことの中でどうか今後も英語教育に取り組んでいただいて、生徒のますますの向上を図っていただければと思います。ありがとうございました。では終わります。

○議長（立川良一君） 次に、杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点について質問させていただきます。

まず1点目、消費者教育の充実についてお伺いいたします。

近年ネット社会が進展していることに伴って、消費者のトラブルが相次いでいます。高度な情報化、グローバル化が急速に進み、消費者の生活環境が多様化、複雑化している中で、子供や若者が1人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっています。

昨年6月の消費者白書によると、2013年度は全国消費者センターなどに寄せられた消費者トラブル件数が92万5,000件と、9年ぶりに増加に転じ、42都道府県では12年度を上回る結果となっています。消費者庁は65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、人口の伸びを大幅に上回るペースでふえているのが大きな要因と分析しています。

また、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、個人情報流出した問題発覚後、機構を名乗る不審な電話が相次いでおり、流出問題に便乗する手口で預金を引き出される被害があったと報道されています。これに類した相談もふえると思われます。相談窓口の情報提供、窓口の設置の推進や被害防止対策として、岐阜市消費生活センターでは振り込め詐欺、悪徳商法の電話勧誘の抑止に岐阜市内に住む高齢者宅に通話録音装置を希望者に貸し出す事業を7月から始められます。このような事業も防止効果に期待ができると思われますが、当町にも取り入れてはいけないものでしょうか。

そのほか未成年者に関する相談件数が2010年以降、毎年度約2倍のペースで増加していることも問題となっています。最近では、子供が親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状です。

消費者庁は平成24年に消費者教育の総合的、一体的な推進と国民の消費生活の安定、向上に寄与することを目的に消費者教育推進法を制定いたしました。その法の定義に消費者市民社会という自分の消費行動を通じて持続可能な社会の形成に貢献するという新しい言葉が出てまいりました。趣旨が3点にわたって記されております。

1点は個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互関係、2点はみずからの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚、3点目は公正かつ持続可能な社会への形成に積極的に参画という内容になっております。

1つ目の質問として、消費者白書の内容と町の現状、また町の現状の課題に対する対策という

ものはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

また、県としても2014年度から2018年度の5年間の消費者教育推進計画を立てています。消費者自身を含め、民間、行政それぞれの教育の担い手となり推進とあります。

2つ目に、北方町における消費者教育の推進計画実施状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

岐阜県の25年度先駆的プログラムの実績ということで、岐阜県が260万の予算を組んで近年被害が深刻化している金融分野を題材とした授業案、小・中学校、高等学校、大学用の4種類を作成し、家庭科の授業や大学での講義を実施するという、このようなプログラムを県として行われているということでございますが、3点目に小・中学校における消費者教育の実施状況をお尋ねいたします。また、今後の消費者教育の強化についての見解もあわせてお聞かせください。

○議長（立川良一君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、私のほうから1つ目の消費者白書の内容と町の現状、課題に対する対策と、2つ目の消費者教育の推進計画実施状況についてお答えさせていただきたいと思います。

初めに、消費者白書の内容と町の現状、課題に対する対策についてお答えします。

現在、消費相談については2階の窓口にて受け付けており、平成26年度では消費相談窓口相談のあった件数は10件であります。平成25年度における相談は17件という件数になっており、北方町だけで見ますと7件減少しております。しかしながら、岐阜県内における相談件数は平成26年度の速報値にて1万2,705件あり、平成25年度の1万2,529件と比べ176件ふえ、増加傾向にあると言えます。

26年度の町窓口での相談内容としましては、インターネットを介した利用料請求が5件、商品購入トラブルが3件、その他2件とインターネットに絡む消費者問題が多い状況です。これは昨年の消費者白書でもインターネットが関与する問題が特集されておるとおり、全国的な問題ともなっております。

そこで、議員御提案のありました岐阜市で始まりました高齢者向けの通話録音装置の無償貸し出しについてです。この装置は電話着信時、警告メッセージが流れることで振り込め詐欺を抑止することを狙いとして、200名を限度に貸し出しをするものですが、北方町では現在振り込め詐欺の相談も少ないことから、同様の事業をすぐに始めることは考えておりません。

しかしながら、消費トラブルは年々内容が多様化しております。相談を受ける職員については、これまでの研修に加え、今年度より岐阜県が6月から9月までの計10回実施する消費生活相談員資格取得支援講座にも参加し、消費生活相談への資質の向上に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

2つ目の消費者教育の推進計画実施状況についてですが、当町においては消費者教育推進計画は策定しておりませんが、9月には県の県民相談センターの協力による消費者教育担い手育成研修を計画するなど、各世代に対応した消費者教育を地道に続けております。

引き続き岐阜県の県民生活相談センターとも連携し、啓発や講座の開催に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） では、3点目の御質問、小・中学校における消費者教育の実施状況についてお答えします。

消費者教育については、今さら言うまでもなく、小・中学校においてかなり以前から教科の学習や特別活動、そして学校行事などあらゆる機会を捉えて指導を行っているところでございます。

例えば小学校3年生の社会科では商店での販売を取り上げ、商品の品質や価格などを考えながら消費者の立場に立った販売に対する工夫や努力を学んでいます。また、5・6年生の家庭科では、物や金銭の大切さや計画的な買い物、商品の選び方についても学習をしています。中学校においては、3年生社会科公民で経済を学び、家庭科では環境にも配慮した消費生活について学習をしています。このように社会科、家庭科を中心に消費者教育を進めておりますし、ほかにも例えば小学校の算数科では実際の生活の場面で活用することを意図して、文章問題の中でお店で商品を購入する場面の計算について取り扱うようなことも多くあります。

また、修学旅行に行く際には、実際にお土産を買うことを計画し、誰に何を幾つ買うか、予算はどのくらい必要かといった学習を事前に行い、お小遣い帳をつけるような指導もしております。

さらには議員御指摘のように、昨今はインターネットを介してのゲームに課金してトラブルに巻き込まれることがふえておりますので、今後情報モラル教育とともに関連づけて指導していきたいと思っております。

ただ、最近やたらと〇〇教育というものが学校にずかずかと遠慮なく入ってきております。防災教育、キャリア教育、そしてがん教育、それから金融教育、また先週、公職選挙法の改正で選挙年齢が18歳に引き下げられた関係による主権者教育などなど、挙げたら切りがありません。

しかし、〇〇教育の幾つかはやはり学校教育ではなく、家庭や地域で行うべきものが多くあると思います。

次は、小学校2年生の子が書いたある日の日記の一部です。きょうはお母さんとスーパーにお買い物に行きました。きょうはお父さんの給料日なので、久しぶりに焼肉です。オーストラリアの牛肉と飛騨牛をお母さんは何度も手にとって迷っていました。そして、父の日も近いので頑張って飛騨牛を買ってくれました。家族みんなで食べておいしかったです。お父さん、ありがとうという日記です。議員お尋ねの消費者教育を強化していくにはどうしたらいいのかは、まさに私は家庭教育だと思います。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 今、答弁いただきましたけれども、私が質問させていただいた件につきましては、消費者教育の推進に関する法律の中で義務的に実際やらなきゃいけない、取り組まなきゃいけないということを、また改めて内容を聞かせていただきました。

先日、県を通して出前講座ということで、先ほど答弁いただきましたけれども、私もある研修

で県のほうから出前講座をお願いしたことがあります。それは悪徳商法お助け隊という名目でボランティアの方が寸劇を通してあらゆる状況を想定して、こういうときにはこのように対処したほうがいいのか、そういうような注意喚起をされる出前講座でありました。やはりそういうのを目で見ると、いいなあというところがたくさんありました。また、地元の地域での生き生きサロンで先日行われました高齢者向けのサロンの内容にも北方警察署の方が実際見えまして、こういうチラシをいただいたんですけれども、偽電話詐欺に注意ということで、岐阜県下では昨年26年の被害では毎日350万円ほどの、1日当たりですけれども、被害があるということと、あと2日に1件以上の割合でこのような詐欺が発生していることを直接伺うことができました。それで、テレビでもきょうの朝も聞きましたけれども、報道でも耳にすることが多いほど消費者トラブルが発生しております。先ほど言いました北方警察署の方からのお話というのは、生活安全課の方からのお話なんですけれども、北方警察署管内での高齢者が息子に成り済ました詐欺電話被害に遭った事例を挙げておられまして、先ほど岐阜市が取り組まれる録音電話機の設置が一番効果的だということを直接伺いましたし、もしそういう録音電話機が設置できない場合は、在宅時でも常に留守番電話にしておくとか、ふだんから家族の合い言葉を決めたりとか、あと電話がかかってきたら置いてからまた相手に確認したりとか、また知人に相談するというので、被害に遭わないような予防策を教えてください、身近な犯罪のお話の内容を聞くことができました。

また、このような講座を通して皆様に注意喚起、啓発をしていくのも本当に大事だということで、9月開催されるということをお伺いしましたので、よろしくお伺いいたします。

あと、教育現場においては、文部科学省の消費者教育推進委員会の委員長であります西村さんが書かれているところがあったんですけれども、教育現場と専門家とのコラボレーションが今日の複雑な情報通信社会における問題解決への糸口を子供たちに気づかせることに役立っているということで、学校だけではなく親と家庭と、また地域ぐるみで取り組んでいかなきゃいけないという消費者問題だと思っております。

ちょっと前の新聞に瑞穂市の中学校が載っておりました。瑞穂市のある中学校では、インターネットの被害が起きたということで、スマートフォンなどの携帯電話を利用した犯罪やトラブルが相次ぐ中、瑞穂市の3中学校の生徒たちがインターネットの正しい利用に関する指針を定めたネットプロミス、憲法を策定したということで書かれておりました。これも中学校の子がみずから被害に遭ったというトラブルを契機に、今年の9月以降に生徒自身がネット利用のルールをつくり、取り組んできたということで、またこれから細かく内容を詰めていかれるということもありましたけれども、やはり生徒だけではなく、地域ぐるみで、またこの場合でも朝日大学の学生の防犯のボランティアの方とか、あと北方警察署の方とか、教育委員会、また保護者がサポートしてということで、こういうふうな取り組みもありましたので、またぜひ自発的に子供たちがこのような形でできるような形になればいいなと思っております。以上で質問は終わらせていただきます。

続きまして、2点目についてお伺いいたします。

パーキングパーミット制度の導入についてお伺いいたします。

パーキングパーミットとは身体障害者の方の専用の駐車場を利用する際、利用許可証を発行する制度でございます。平成23年3月、国土交通省は、障害者などの方が駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査・研究と題した報告書を取りまとめました。その報告書には、パーキングパーミット制度は、身体障害者など用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体共通の利用証を交付することにより、利用車両を識別し、不適正な駐車を抑制することを目的としております。地方公共団体により、利用対象者の範囲、有効期限というのは異なっているようですが、利用対象者は駐車時に利用証を車外に見えるように掲示することとされ、施設管理者にとっては当該駐車スペースが目的外に使用されているか否かを判断することができます。この利用証が一部の地域では地方公共団体の連帯により、相互利用も進められているところもあると記載されておりました。体の不自由な方のための駐車場、いわゆる車椅子の表示マークの駐車場は、多くの公共施設に設置されているところがございますが、最近はこのパーキングパーミット制度による思いやり駐車場に変わってきているとのことでした。

思いやり駐車場とは、現在の身体障害者用の駐車場と違うところは、さまざまな障害や高齢者の方、内部障害のような疾病や妊産婦さん、乳幼児連れのように配慮を必要とする方により利用していただきやすいための駐車区画のことでございます。

しかし、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、必要としている方が必要としているときに利用できない場合があります。このような状況を少しでも改善し、歩行が困難な方々の駐車スペースを確保するための制度として、現在は32府県3市で導入をされています。全国の約3分の2がこれを行っているということになります。生きがいと安らぎのあるまちづくりのためにパーキングパーミット制度の導入について、当町のお考えをお伺いいたします。

○議長（立川良一君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） パーキングパーミット制度の導入についてお答えをいたします。

パーキングパーミット制度については、今議員からも御案内をいただきましたけれども、ショッピングセンターや病院、官公庁などの多くの方が利用する公共的施設の障害者用駐車場、いわゆる思いやり駐車場の利用に関して、地方公共団体が各施設と協定を結び、身体に障害のある方や妊婦の方など、真に障害者用駐車場を必要とする方に共通の利用証を交付し、駐車車両を識別し、不適正な利用を抑える制度でございます。

この制度は、平成18年に佐賀県で全国に先駆けて導入され、現在は31府県の自治体に広がっております。自治体間の利用証の相互利用も行われていますが、現時点では愛知県や岐阜県においては導入がされておられません。

さて、本町への導入についてのお尋ねですが、本制度は利用対象者以外の駐車をある程度減らすことが期待できますが、先進地の調査結果を見ますと、導入しても利用証のない車の駐車が多いことや、利用証には利用期限があり、期限が過ぎても返却されず、不正に利用されているというような課題もあるようです。

結局のところ、思いやり駐車場の利用は利用者のモラルの問題であり、利用者の意識の向上が必須であると考えております。また、この制度は県単位や東海ブロック等の広域的な運用が効果的であると思われまます。

以上のようなことを踏まえ、現時点では本町のみでの導入については考えておらず、今後岐阜県において導入されましたら、当町においても制度の推進の周知、啓発を図っていきたくて考えております。

なお、来年度開庁予定の新庁舎の駐車場においては、障害のある方、妊婦の方、ベビーカー利用の方などを対象にした思いやり駐車場を設け、表示板を設置して庁舎を利用する方に周知をしていきたくて考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） ありがとうございます。

私も以前北方町内のスーパーの駐車場の障害者のスペースのところ、ちょうど目にしたときに県外でありましたけれども、だから岐阜県と愛知県は実施してないので、県外でありましたけれども、ミラーのところこういうような許可証を表示がしてありました。私が見てもわかるような形で妊産婦さんとか、高齢者の方とか、あと内部障害者の方のそういう絵的なマークがつけてありましたし、県の意向を見てとか、大きな範囲でということを言われましたけれども、また町としても取り組めるとも思いましたので、また県、あと広域関係において検討のほうをよろしく願ひいたします。

あと、問題にするに当たりまして、私、町の施設の駐車スペースを見てまいりました。この庁舎、役場の前には障害者マークとベビーカーと妊産婦さんのマークがあるので、駐車ができるスペースでということを表示してありました。あとの施設というのは、一般的な車椅子のマークがあつたんですけれども、一つ私ちょっとどうかなと思ったのは、図書館の立地的な問題があると思われまますけれども、あそこは坂ですので、平面じゃないんですね。一番西側のところに障害者の方のマークがある駐車場になつていたんですけど、もし御自身が車椅子で見えたときに、あそこの坂道でおりて、また登って行って西側からしか入れないので、西側から入れるのかなというのちょっと疑問というか、どうかなという点もありました。

あと、それと今言われたように、これからの新庁舎では思いやり駐車場ということで、高齢者の方とか、体の悪い方、内部障害者の方みんなが利用していただけるような形のマークをつけていただけるということですが、今の現在の状況では介護の車椅子マークだけのところもありますので、立て看板でも結構ですので、思いやり駐車場になるような形の駐車場ということで、看板を立てていただけるようなことはできるものかどうか、ちょっと1点だけお伺ひいたします。

○議長（立川良一君） 総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 各公共施設につきましては、スペース等の関係もございまして、私ども施設のほうを一度調査しまして、つけられるスペースがあるのであれば、今後検討してまいりたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 看板の設置が無理でしたら、下の路面のところの絵の表示でも結構ですので、推進のほうをよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 次に、安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を3問させていただきます。

1つは、大規模地震について、2つ目が住宅用火災警報器設置について、3問目が北方まつりについてでございます。

それでは、まず1問目の大規模地震についてであります。

阪神・淡路大震災からはや20年、未曾有、想定外という言葉が日常に満ちあふれた、あの忌まわしい3・11東日本大震災から4年、巨大地震と大津波による甚大な被害、それに原発事故が重なり、いまだ12万人を越す人々がふるさとを追われ、先が見えない避難生活を強いられております。いまだかつてあらずの過酷な現実が被災者に突きつけられております。

防災化学研究所では、今後30年以内に震度6以上の大きな揺れとなる巨大地震が襲う確率が26%を超える地域は関東から東海、紀伊半島、東南海区域まで広い範囲に及ぶとしております。一方、国の地震調査委員会では、東日本大震災の地殻変動の影響で東海地震発生30年確率は88%、東南海地震発生30年確率70%にそれぞれ上昇しており、内陸活断層岐阜下呂地域、阿寺断層帯においても発生確率が高まっていると発表をしております。同委員会の阿部勝征委員長は、会見で、確率が高くなってもすぐ起こらない場合もあるし、低くてもすぐ起こることも多々あり、一喜一憂せず防災についてしっかり考えることが大事と話をしております。

東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震がメディアで大きく取り上げられ、注目をされておりますが、東海地震が今静かに不気味な存在となっております。東海地震予知のため気象庁は常時監視網として東海地方に設置をしている観測機器は、地殻変動を観測するゆがみ計、伸縮計、傾斜計が490を数え、観測データを気象庁に集中テレメーターにすることにより、24時間体制で前兆現象の監視を行っております。

近い将来、発生が懸念される東海地震を防止するために大規模地震対策特別措置法が昭和53年6月に公布、制定をされました。これは被害を最小限に抑えるために発生の数時間から数日以内に地震予知を前提にした警戒宣言を発令、さまざまな処置がされるもので、前兆と見られる現象の程度に応じて3段階の情報があり、仕組み、流れは観測情報をもとに注意情報、予知判定会招集、予知情報、そして警戒宣言発令とするとしております。

発生のおそれがあると判断した場合、東海地震予知情報については、強制力を伴った住民の避難や交通規制、防災に向けた大規模な対策がとられます。ただし、情報が発表されないまま地震が発生する、いわゆる突発型東海地震の可能性も少なくないとされております。不意に東海地震が発生した場合の対策も同時に行うべきと気象庁は指摘をしております。

そこで質問したいと思いますが、当町は強化地域の263市町村には入っておりませんが、東海地震警戒宣言が発令された場合、当町の対応をお聞きしたいと思います。

次に、南海トラフ地震への対策、対応についてお聞きをしたいと思います。

南海トラフ地震対策推進地域市町村は707自治体が平成26年3月28日に指定をされました。当町も指定を受けたわけではありますが、この南海トラフ巨大地震によるライフラインのダメージはどの程度発生するのかを予想、また対策のお考えをお聞きいたしたいと思います。

避難生活では地震発生1週間後に約500万人の避難者が出るであろうと国は試算をしておりますが、当町での対策はいかがでしょうか。

次に、防災体制の確保は周辺の市町村が連携することによって、初めての確な防災体制がとれると思いますが、広域防災体制についてのお考えをお聞きいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 議員御質問の大規模地震、東海地震、南海トラフ地震についてお答えいたします。

まず、東海地震警戒宣言が発令された場合の対応についてです。

当町は議員御指摘のとおり強化地域ではありませんが、震度5強以下の揺れも想定されており、その対策を講ずることは重要と考えております。そのため気象庁が発表する3種の東海地震に関連する情報において、それぞれの情報が発表された場合の町の防災体制を強化区域に準じ、北方町地域防災計画（地震対策計画編）に3段階で定めております。

1つ目の東海地震に関連する調査情報（臨時）は、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表されるもので、情報収集を目的とした準備態勢をとります。

2つ目の東海地震注意情報では、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されるもので、災害警戒本部を設置し、住民への広報に加え、防災関係機関などへの応援要請準備、避難体制の確立など、警戒宣言前の準備的行動を実施して被害の未然防止及び軽減のための対策をとることとしております。

3つ目の東海地震予知情報は、東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から議員御質問にある警戒宣言が発せられた場合に発表されるものです。この場合、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、避難誘導や交通規制、物資の確保を実施するなど、被害の未然防止及び軽減のほか、被災時の迅速な応急対策の実施に向けた準備を行うように定めています。

また、議員の御指摘にありました情報のないまま地震が発生する可能性も少なくないことから、当町において震度5強の地震が発生した場合は、それが東海地震であるか否かにかかわらず、非常体制として町長を本部長とする災害対策本部を設置することとしております。

地震における初動対応は、その後の対策に大きな影響を与えることが予想されることから、災害対応が漏れなく迅速に実施することができる体制の確立に努めてまいりますので、今後とも御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、南海トラフ地震によるライフラインの被害予想とその対策についてお答えいたします。

国が平成25年3月に発表した南海トラフ巨大地震の被害想定（第2次報告）による岐阜県のライフラインの被害予想は、被災直後の被害率で、上水道58%、下水道、電力、固定電話89%、都市ガス2%となっております。被災1日後の被害率は、上水道20%、下水道2%、電力、固定電話14%、都市ガス1%となり、被災後1週間後の被害率は、上水道を除くほかのライフラインはほぼ復旧するものと予想されております。

そこで、この被災後1週間を一つの目安と考え、業務継続計画を策定し、不測の事態が発生した場合においても行政機能を維持することで災害応急対策の実施に向けた体制の構築に努めているところであります。

また、今年度は重要なライフラインの一つであります東邦ガスの災害対策本部への見学も計画しており、その協力関係の強化も充実してまいりたいと考えておるところです。

次に、当町における避難者数であります。南海トラフ地震では現在1,200人程度と予想されており、そのため公共施設の避難所指定や福祉避難所としての施設利用に関する協定締結、避難所運営マニュアルの作成、物資の備蓄の拡充などの対策を講じているところであります。

このうち物資については、より拡充の必要があると考えておるところであり、また先日の対話集会の中でも地域として備えられることを考えていきたいという御意見もいただきましたので、住民みずからの思いの実現のため、町も協力してまいりたいと考えております。

避難者数を少しでも減らすためには、建物の耐震化率の向上に加え、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火用具の設置、住宅火災警報器の取り付けなどをすることが大切であります。このような出火防災対策を行うことで、財産等の被害額はほぼ半減するとの試算もあり、地震対策において自助がいかに効果的であることを示しております。

そのため、昨年度から始めました自主防災訓練づくり支援事業のテーマである「自分たちの命は自分たちで守る」が住民の皆さんによって実践されることが災害に強い町につながることを常に広報するとともに、その支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、広域防災体制の一体性についてであります。

これまでの県と県内市町村の応援協定に加え、今年度より岐阜圏域7市町による行政界を超えた避難計画や、災害ボランティアセンターの設置及び支援等について検討を始めたところであります。

そのほか県では防災関係職員による市町村アドバイザーチームを結成し、市町村との情報交換や助言などを今まで以上に行い、お互いの顔が見える関係を構築して連携を深めていく取り組みが始まっています。

いずれにいたしましても、防災への対策は終わりではなく、常に対応し切れない想定外が起こることも踏まえておかなければなりません。従来の枠組みにとらわれることなく取り組んでまいりますので、議員におかれましても御指導、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 幾つか質問させていただいて、大変丁寧に御答弁いただいたわけですが、東海地震の警戒宣言が発令された場合、当町の対応をお聞きしたんですが、先ほどもお話ししましたように、我が町は強化地域の指定を受けておりません。北方町と大変密接な関係がある愛知県名古屋市、尾張、三河ですね。こちらの地域は強化地域指定ということになっております。

そういった指定を受けますと、さまざまな処置があるんですが、学校、通信、鉄道、公共交通を含めて、そういった公共交通の制限というのは本町においてもしっかり把握をしておみえになりますか。まず1点お聞きします。

○議長（立川良一君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） 申しわけありません。今ちょっと手元にそういう資料はございませんので、済みません。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今の強化地域指定、それから強化地域に指定されていないところの処置というのは大変大きく差があるわけでありまして、特に北方町の場合、名古屋とか尾張地区へかなり通勤・通学者が多いわけでありまして。

そういったようなことで強化地域ではないということで、認識が薄いということで承知してないということであったと思うんですが、この大規模地震対策特措法では、警戒宣言が発せられますと強化地域ではさまざまな処置がされます。例えば学校では授業が打ち切り、閉鎖になります。児童・生徒は帰宅させるか保護者に引き渡し、病院、スーパー、銀行、ATMも一部を除いて全て営業停止、電話、通信ですね、NTTにおきましては通話規制、通信が全く途絶えるという状況が続きます。道路におきましては一般道、高速道もかなり交通規制が強目に行われまして、実施をされるということで、尾張地区とこの地区が寸断されてしまうということです。

それで、一番肝心の鉄道ですが、これは新幹線においては東京一名古屋間が運行停止、それから我々に一番身近な東海道本線ですが、これは熱海から尾張一宮まで電車がとまってしまいます。名鉄におきまして、豊橋から須ヶ口までが電車は速やかにとめるということになっておるわけです。バス、タクシーも原則として運行停止ということになっております。いわゆるこの地区と尾張地区が全く遮断されて、ある意味尾張地区は孤立の状態が続くということでありまして。帰宅困難がかなり予想されてくるところでありますが、記憶の新しいところでは3・11、東日本大震災においても150万人を超す帰宅難民者が出たということでありまして、中には1日2日かかって自宅へ帰るという話も出たわけでありまして。

それで、もしこういったような警戒宣言が発生ということでしたときに、児童・生徒の引き取りですね。これ学校でどうするのか。学校で待機するのか。学校で待機した場合の食料だとか、いろんなことも含めてどのような対応をされるのか、そういったマニュアルがあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 各学校で緊急マニュアルができておりまして、災害に応じて対応させてもらおうとしています。

それで引き渡しの訓練も各学校で行っておりまして、どういう状況になって、どういうふうにするのかというのは僕も今想定できないんですけども、緊急のときにどういうふうにご子供たちを安全に帰したらいいのかということは、各学校の校長会を通じて連携をとってやっていこうとしていると思います。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 引き渡しの訓練ということは、引き取りにお見えになる方がおられるということですね。僕が今質問させていただいたのは、引き取りに来られない、こういう状況が続くわけです、1日ないし2日が。こういう状況があれば。それでそういったマニュアルがあるのかどうかということをお聞きしているんです。

〔発言する者あり〕

○5番（安藤浩孝君） ないということですね、そういったマニュアルが。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今はないということなんですが、3・11の記憶に実は私の友達が神奈川県相模原に見えるんですが、そこは保育園だったんですけど、どうしても東京の新宿やらあの辺に通勤をしてみえて戻れないということで、1日半ぐらい園で食事を食べさせたりとか、そういったようなことが出てくるんですよ。

ですから、こういう東海地震が発生という予告がされたら、名古屋へ、尾張地区へ通勤されてみえる方がかなり見えるんで、やっぱりそういったようなことも対応、保護者と親と子供の取り決めをしっかりとしていかなあかんのやないかなというふうに思っています。その辺1回ぜひお願いしたいと思います。例の大川小学校、津波であのときもマニュアルがしっかりとしていなくて、裏山へ逃げれば助かったんですけど、やっぱり右往左往して、結局判断に困ってしまったということもあるんで、ぜひこういったことも発生するということもありますんで、ぜひ一つそういったことも早急につくっていただきたいなということを思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

我が国の火災の現状は、火災件数の約6割が住宅火災で、ビル、事務所、商業施設などの建物火災は4割ほどとなっております。火災による死者は、住宅火災が9割を超え、多数の人が利用するホテル、商業施設、病院等の建物火災で亡くなった人は1割弱となっております。住宅火災による死者数は、近年1,000人を超える高い水準となっております。特に高齢者（65歳以上）の死者数は、年々増加の一途をたどっており、今後の急速な高齢化の進展とともに増加することが懸念をされております。

本町においても平成21年2月、梅野町で発生した住宅火災により81歳のお年寄りが亡くなっておられるわけでありましたが、また本年3月、岐阜市久保見町で起きた火災では、家屋8棟が燃え、焼け跡からひとり暮らしの87歳の女性が亡くなり、4月8日、関市では78歳の男性、22日には揖

斐川町で82歳の男性、同日岐南町では82歳の女性が相次いで火災により亡くなったと報道しております。

昨年、県内の住宅火災による死者数は13人で、このうち高齢者が10人となっており、災害弱者と呼ばれる高齢者をどう救うのが今問われております。

総務省消防庁の調査では、住宅火災で死に至った原因の7割が逃げおくれだと指摘しており、一層の住宅用火災警報器の普及と防火意識の向上を啓発する取り組みを引き続き強化することにあります。

法改正により、平成23年5月31日までに既存の住宅への火災警報器設置義務化がされてから4年経過したわけではありますが、県内の推計普及率は80.5%と、全国平均の79.6%をわずかながら上回っております。

そこでお尋ねしたいと思いますが、本町を管内に置く本巢消防本部並びに本町の推計普及率をお聞きしたいと思います。

次に平成22年度の新規事業として、岐阜市を初め隣接する周辺市町に先駆けての重い命の施策として、75歳以上の独居高齢者229人及び高齢者夫婦121世帯に火災警報器1個を限度に支給する事業が行われましたが、その後この事業は予算化をされておきませんが、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、急速な人口の高齢化により、今後高齢者の災害弱者の数はますます増加することが予想される中、火災が発生した際、地域の力で災害弱者と呼ばれる高齢者をどう救い、被害を最小限にどう食い止めるのかをお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（立川良一君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の住宅用火災警報器設置についてお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、全国の住宅火災における経過別死者発生状況では、睡眠中や泥酔といった火災に気づかなかつたもののほか、消火しようとしたり、持ち出し品や服装に気をとられたりするなど、火災に気づいていたが巻き込まれてしまったという、いわゆる逃げおくれが7割を占めております。

人は目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたりと、五感によって気づくことがほとんどですが、それだけでは就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中しているときなどには火災に気づくのがおくれしてしまいます。そこで火災の発生をいち早く知らせてくれるのが住宅用火災警報器です。

平成20年から27年の本巢消防管轄内における就寝中の住宅火災実態によると、5件発生し、うち3件は住宅用火災警報器が鳴ったため、無事避難しておりますが、残り2件は住宅用火災警報器が未設置であったため、けが人や犠牲者が出ており、住宅用火災警報器を設置することは命や財産を守る上では非常に効果があるものと考えておるところです。

この住宅用火災警報器の本巢消防管轄内の設置率は、平成27年1月から6月に実施した全国一

律の無作為抽出による調査において68.2%、北方町内に限ると62.5%となり、県下でも低い結果となっております。また、抽出による調査のため、実態はさらに低い可能性もあるものと考えております。

これまで毎年の自主防災訓練や女性防火クラブ研修などにおいて、住宅用火災警報器設置の啓発を実施しておりますが、それでは不十分であることを示しているものと重く捉えております。今後は他市町の事例も参考にしながら、本巢消防とも連携し、設置率向上のため継続的な啓発を行っていく必要があると考えております。

次に、平成22年度に実施した独居高齢者及び高齢者夫婦世帯への住宅用火災警報器支給事業についてですが、当時平成23年の義務化を前に高齢者向けの住宅用火災警報器120台の寄附があったことを受け、不足分を予算化し、単年度の事業として実施したものです。今後については、義務化から数年が経過し、また本来であればみずからが設置する必要があるものですので、すぐに新たな助成制度を実施する予定は考えておりません。

しかしながら、今後、北方町においても高齢化が進むことは必至であり、火災のみならず、さまざまな災害において地域の力が重要であることは議員御指摘のとおりです。地域の力で災害弱者をどう救うかについてですが、さきにも述べました自主防災訓練づくり支援事業では、住民の方に訓練内容を検討していただくことで、みずから進んで自助、共助の実践につなげていただくことを趣旨としており、そういった方が1人でもふえていくよう岐阜大学の御協力を得ながら事業を進めているところであります。住宅用火災警報器の設置も自助の一つとして啓発に努めてまいります。

また、全国の事例の中には、自主防災組織、つまり自治会や老人会、婦人会などによる共同購入事例があり、その利点として、1. 個人で購入するよりも手間が軽減される、2. 高齢者世帯への取り付け支援を御近所で協力できる、3. 同じ警報音を発する住宅用火災警報器を設置することで、火災の際に御近所の方が気づきやすい、4. 交換時期が同じになるため交換もスムーズに実施といったことが上げられます。こうした共助による普及も啓発し、住宅用火災警報器だけでなく、例えば家具の固定など御近所同士で声かけ合い、助け合えるふだんからの関係づくりに努めてまいりたいと考えております。

現在、岐阜大学の協力により進めている事業は、防災という切り口ではありますが、一方で地域のコミュニティーづくりの一つでもあると考えております。今後は、地域の多くの皆さんに参加いただけるよう努めてまいります。

加えて、設置の義務化から5年以上が経過し、電池切れなどの心配も出てきておりますので、本巢消防事務組合とも連携し、その啓発に取り組んでまいりたいと思いますので、議員におかれましても今後ともアドバイス、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 火災警報器は住宅防火対策の切り札と言ってもいいと思っております。

私たちの日々の暮らし、安全確保をする上で極めて重要な課題でありますので、ぜひまたお年

寄りの設置を含めて、啓蒙活動を含めて強く推進をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。

先月、5月2日、大井神社において平安絵巻さながらのきらびやかな鳳輦によるお渡り神事の巡幸、3日の例大祭に合わせて北方まつりが行われました。

3日の本楽には鉦や太鼓、わっしょいわっしょい威勢のよいかけ声とみこしの練り歩きが終日町内各地で見ることができました。日が落ち、ちょうちんに明かりがともされるころ、この夜祭りのフィナーレは境内が人垣で埋まる中、勢ぞろいしたみこしが次々に社に練り込み、けんらん豪華な祭りムードを最高潮にしていきます。この日は祭り一色でにぎわい、まさに本町が一つになったという気がいたしました。

大井神社の例祭は江戸時代、神楽堂で獅子舞を奉納し、北方陣屋の奉行、代官屋敷を訪れて悪魔払いをし、各町内へ繰り出し、みこしはそれに続き練り歩いたと伝えられております。その後、新町、駒来町などの山車も加わり、また明治中期から大正時代に各町内が競ってみこしを新調し、現在に至っております。

近隣地区からの多数の見物人が押しかける北方まつりは、この地域の春祭りを代表するものとなっております。この祭礼は、こうした長い歴史を町民とともに刻んできました。私たち町民にとっての誇りでもあり、矜持でもあります。

さて、町内には鎌倉後期建造物、円鏡寺楼門を初めとする国指定の重要文化財ほか、県指定、町指定の文化財を含め、78点の文化財が登録をされております。本町の歴史、文化を知る礎となっております。これらの重要な文化財を後世に伝えることや、新たな歴史、文化遺産、年中行事、風俗慣習、民俗芸能などの掘り起こし伝承をしていくことが文化財に対する愛護思想や郷土愛を育む上で高い価値があると考えられます。

現在、みこしは明治28年造営の石町、明治27年造営の加茂町、明治38年造営の柱本の3台が町指定の有形民俗文化財に登録を受けており、ほか13台のみこしがあります。北方まつりには毎年10台を超えるみこしが練り歩いておりますが、近年担ぎ手不足という状態がどの自治会でも今問題になってきております。

信仰、歴史ある年中行事などに関する民俗芸能、風俗慣習にしっかり当てはまる北方まつりを町指定の無形文化財に登録をして、祭りにかかわる人、並びに町民に誇りある祭礼行事をさらなる認識をしていただき、祭りを後世に伝えることが今を生きる私たちの責務と思います。町の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、北方まつりの無形文化財登録についてをお答えいたします。

ただいま議員に御質問いただきましたとおり、伝統ある北方まつりを町民の誇りある祭礼行事として後世に伝え残すことは、今を生きる私たちの責務です。祭りを町指定の無形文化財に登録することで、失われがちな伝承文化を守るという町民の意識を高めることにつながり、近年の課題であるみこしの担ぎ手不足の歯どめにもなるものと期待をします。

この北方まつりの文化財指定については、去る2月18日に行われました文化財保護審議会でも話題に上がりました。そして、生前長らく北方まつり実行委員会で会長を務めるなど、行事の開催に御尽力いただきました高橋弘会長さんも3月24日の北方まつり実行委員会の席上で審議会への申請を行いたい旨を表明されるなど、その動きがいよいよ表面化しつつあるところです。

また、3月には近隣の大垣市において大垣まつりのやま行事が国の重要無形民俗文化財の指定を受け、盛り上がりを見せています。祭りの文化財指定における大垣での取り組みを研究し、今後の行事の推進に活かしていくほか、指定手続や基準の検討など、具体的な事項について調査・研究を進めてまいりたいと思います。議員におかれましても、今後ともなお一層のお力添えをお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 5月の大型連休、ゴールデンウィークの前後に県下各地でいろんな祭りが催されたわけでありませう。

きょう、ここに新聞記事を二、三持ってきましたが、揖斐祭り、それから今御紹介のあった大垣まつりですか。今度、国の指定重要文化財ということで、高山祭と全く同格になった。県からワンランク上がったということですね。それから、垂井の曳山神事ですね。これも有名であります。それから神戸町の火祭り、これは深夜の零時に火の中をたいまつを持ったみこしが川を渡る神事が行われておったんですが、どれもこれも岐阜新聞、中日新聞、朝日を見ましても報道がいっぱいされてきております。

そういった中で、この北方まつりは岐阜新聞、中日新聞、あと朝日を含めて各紙読みましたが、ベタ記事すら1行も載っていなかった。非常に寂しい思いをしたわけですね。あれだけの皆さんが集まってきていただいて、すごいみこしだと思います。私もついていますのであれですけど、そういった中で新聞掲載が全くなされなかったのを何でかなというようなこともいろいろ含めて考えました。どれもこれも新聞掲載されたものは、やっぱり冠、肩書がしっかりついております。国の指定、県の指定、町の指定。北方町の場合は、今言ったようにみこしには文化財というものがあつて、祭り自体に一つもそういった肩書、冠がないということですね。そういうのがないと、いざこうやって集中して5月の連休に祭りがあると、掲載されないということが出てくるのではないかなということを強く思ったわけですね。

ある人は北方まつりのことを、みこしのパレードやがねと言う人もおつたんですが、私は決してそんなふうには思っておりません。パレードではないです。やっぱり伝統ある北方の祭りですので、皆さんがこれにかかわること、それによって誇りを持ってこういった祭り行事を進めることがとても素晴らしいことだと思っておりますので、私は祭りパレードだと思っておりませんが、ただ今このままの話でいくと、そういう形になってしまうのではないかなと思っております。やっぱり肩書とか、そういったものは祭りには必要やというふうには思っております。

これ実行委員会ですね。ことしの北方まつりの練り歩きのパンフレットがありますが、これ全部で高屋を入れて17台のみこしがあるんですが、先ほどもちょっと御紹介しましたように、石町

118年、加茂町119年、柱本が108年が指定文化財になっているんですが、いよいよ来年、再来年になるとと思いますが、俵町と春來町が100歳を迎えると、100年を超すということになってきます。また、これは多分町指定の文化財という形に100年越せばなってくるんじゃないかなと思っていますし、それに続く森町、戸羽町、増屋町、大門も85年から90年という歴史があります。十分文化財の価値としてあるわけでございます。そのようなことから、何らかの形で教育委員会のほうで流れというか、一つの認定する団体をつくらないと、審議会のほうにもできないんで、各自治会が手を挙げてというわけにいきませんので、各自治会、みこしを持っているところの集合体を受け入れの団体ということにならないといかんもんですから、そういったことを含めてぜひ流れというか、そういった環境づくりをぜひ教育委員会でつくっていただきたいなと思っていますが、そのあたり再度御答弁をお願いします。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 今、議員がおっしゃられたように、いろんなところのケースを見てみると、何々保存会とかというような団体ができているようです。

本町もそういう形の中で団体ができれば、指定もということはあると思うんですけども、議員おっしゃられたような形の中で、本当にどんな形がいいのかというのがいろいろとあると思うんです。各町内会が持ってみえますので、その辺もいろいろ調査、研究をしていきたいと思っています。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

第3日は、あした24日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会をいたします。ありがとうございました。

散会 午後3時01分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年6月23日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員